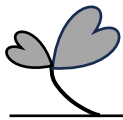


第三章

第九期に推進する8つのプロジェクト



8つのプロジェクト概要

第九期においては重点課題「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」に向けて、以下の8つのプロジェクトを推進します。

プロジェクト 1. 地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

地域の相談窓口である在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションを中心に、地域との協働による支え合いのネットワークを強化するとともに、既存の制度では対応できない課題の解決に向けた体制の検討を進め、共生社会の実現を目指します。

プロジェクト 2. 健康づくりと介護予防の推進

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた自宅で自立して暮らせるよう自立支援の取り組みを支援します。

プロジェクト 3. 認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に関する正しい知識・認知症の人に関する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人および家族の意思を大事にしながら認知症本人からの情報発信の支援も行うことにより、安心して生活できる地域づくりを目指します。

プロジェクト 4. 介護保険サービス・その他のサービスの充実

認知症や障害、病気等により要介護度が中重度になっても、本人および家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう本人と家族の双方を支援します。

プロジェクト 5. 医療と介護の連携推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人および家族の意思を尊重しながら、医療職・介護職が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

プロジェクト 6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家・地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス基盤や、在宅での生活が難しくなったときのセーフティネットとしての多様な入所・入居系施設の整備を、今後のニーズを踏まえながら検討していきます。また、施設の自主的なサービスの質の向上への取り組みを支援します。

プロジェクト 7. 介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上

介護サービス等を安定的に供給するため、多様な介護・福祉職員の確保・育成の方策を検討・実施するとともに、施設・事業所における業務の効率化への取り組みを支援します。

プロジェクト 8. 非常時(感染症・災害)への対応・対策

予測できない感染症や災害等の発生時に適切に対応するため、発生時における具体的な対応策の検討を進めるほか、感染症対策への備えや災害備蓄品の確保などを進めていきます。



1.

地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

キーワード

地域に根ざした支え合いの推進
見守りのしくみの充実
成年後見制度の利用促進
共生社会の実現に向けた体制の強化

背景とねらい

品川区においては高齢者が増加していますが、その8割以上は元気高齢者で、就労、家事、趣味、地域活動など生き生きと活発に生活しています。長寿化とともに意識や暮らし方が変化し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していますが、加齢によって心身機能や認知機能が低下してきても、ちょっとした見守りや手助けがあれば住み慣れた地域・我が家で長く暮らし続けることができるため、本人の意欲やできることを尊重することが重要です。

「品川区地域福祉計画」では、地域のニーズ把握や地域住民の声を聞きながら、自助、互助、共助、公助のバランスの取れた地域を目指し、区民と区の連携を強化することで、重層的な連携としぐみを充実し、「品川の地域力」の向上を図っていきます。

また、地域共生社会の実現に向け、市町村の相談体制を強化することなどを目的とした社会福祉法の改正（2021（令和3）年4月1日施行）により、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施し、属性や世代を問わない包括的な支援により、困難を抱えた人や世帯に寄り添い、誰一人取り残さない支援体制の構築を目指すものです。区においても、2022（令和4）年度から移行準備事業を開始し、2025（令和7）年度から重層的支援体制整備事業を本格実施します。

施策の方向性と主な事業

<地域との協働によるネットワークと共生社会の実現>

施策の方向性	主な事業
(1)地域に根ざした支え合いの推進	①支え合いのしくみの充実と推進 ②生活支援体制整備事業の推進 ③高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進
(2)見守りのしくみの充実	①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りの充実 ②虐待防止の取り組みの充実
(3)成年後見制度の利用促進	①成年後見制度の積極的な周知 ②相談支援体制の充実 ③専門職や関係機関との連携強化 ④担い手の育成・活動の促進 ⑤後見人等支援機能の充実
(4)共生社会の実現に向けた体制の強化	①重層的支援体制整備の構築 ②孤独・孤立対策の推進

(1) 地域に根ざした支え合いの推進

- 高齢者の増加や世帯構成の変化等により、様々な見守りや支援を必要とする高齢者が増えています。行政サービスだけでこうした高齢者の生活を支えることは困難であることから、区では、身近な地域で多種多様な主体が支え合うしくみを整備し、地域福祉を推進しています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象とした地域の支え合い活動として、話し相手や相談助言、見守り、関係機関への連絡などを行います。
- 品川区社会福祉協議会や地域団体、NPO法人や企業など、関係機関との連携強化を図りつつ活動を活性化させ、様々な取り組みを推進しています。
- 災害時には行政による支援が十分に行き届くまでには時間がかかり、これまで発生した災害でも初動時には地域での支え合いが重要な役割を果たしてきました。そのため区では、災害時に地域で要支援者を支援する体制づくりに取り組んでいます。

① 支え合いのしくみの充実と推進

- 区内 13 地区において、町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブやボランティア、PTA など様々な区民が参加し、各地区におけるニーズ把握などの情報収集・情報交換を行い、地域特性に応じた活動を展開しています。
- 全 13 地区に配置された「支え愛・ほっとステーション」などが中心となり、区内全域および各生活圏域において、地域の皆さんを支えるしくみをさらに推進していきます。

■主な事業

支え愛・ほっとステーション事業の充実	地域センター内に区社会福祉協議会のコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・支援につなげる調整を行う「支え愛・ほっとステーション事業」を品川第二・荏原第二地区で先行実施した後、区内全域へ展開しました。今後も地域との連携を深め、支え合いのしくみを充実していきます。
--------------------	--

② 生活支援体制整備事業の推進

- 全 13 地区に配置された「支え愛・ほっとステーション」のコーディネーターが生活支援コーディネーターの役割を担います。
- 生活支援コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体が集まり、定期的に情報の共有や連携強化を図ることを目的とした会議体を第一層協議体として設置し、地域課題の整理や区に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気高齢者等が担い手として活躍できる場の創出など、区全体の「地域の社会資源の開発」等の検討を行います。
- 各地区における関係者が集まり、定期的に情報共有や連携強化を図ることを目的とした、第二層協議体を設置し、地域課題の整理、各種調整など、日常生活圏域で具体的な活動を展開していきます。

③ 高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進

- 高齢者クラブは、会員の居場所であるとともに、友愛活動を通して地域での様々な活動を行っています。
- ほっとサロンは、地域のボランティアによって運営され、高齢者のみならず親子等を対象とした多様なサロンが展開されています。
- しながわシニアネットや山中いきいき広場運営協議会など、高齢者の主体的な取り組みにより多様な事業が展開されています。
- 区では、区社会福祉協議会等と連携し、これらの活動を支援していきます。

■主な事業

高齢者クラブの活動の充実	高齢者クラブは、町会等を単位に結成した自主的なグループで、健康教室、茶話会のお誘いなどの高齢者相互の助け合いや趣味、花づくりなど、地域で活動しています。
ほっとサロンの運営支援	高齢者や子育て世代の人等が気軽に集える地域交流拠点を整備し、地域ボランティアによる茶話会、各種健康体操、趣味・教養活動等を実施しています。
高齢者外出習慣化事業	会話や運動・食を通じた交流の場を提供することで、高齢者の外出習慣のきっかけづくりを支援します。また、調理や配膳等をボランティアスタッフが担当し、高齢者を支えるボランティア活動も推進します。
しながわシニアネット (いきいきラボ関ヶ原) の活動の充実	「しながわシニアネット」は「いきいきラボ関ヶ原」を活動拠点に、シニア世代からの社会参加を促進するため、健康・いきがい・仲間づくりのための各種事業を実施しています。 活動内容は、区の委託事業（パソコン教室やタブレット教室、スマホ教室等）をはじめ、自主事業として、ストレッチ・ヨガ講座等各種健康講座など、多様な活動を展開しています。また、会員によるパソコン・趣味を生かしたサークル活動も行っています。
山中いきいき広場 運営協議会活動の充実	山中小学校内の空き教室を活用して、地域の高齢者の活動の場と交流の機会を提供しています。各種自主企画講座の開催等、様々な自主的活動を行っています。

(2) 見守りのしくみの充実

- 区では、高齢者等の多様な生活状況等に合わせ、高齢者等の見守りを推進しています。第九期も引き続き、必要に応じて様々なしくみを組み合わせて必要な支援が届く地域づくりを目指していきます。
- ひとり暮らし高齢者等の増加にともない、社会問題化した孤立死を予防するため、地域が主体となり、ひとり暮らし高齢者等の生活に関わっていく中で見守りの体制を築き、重層的なネットワークへとつなげています。

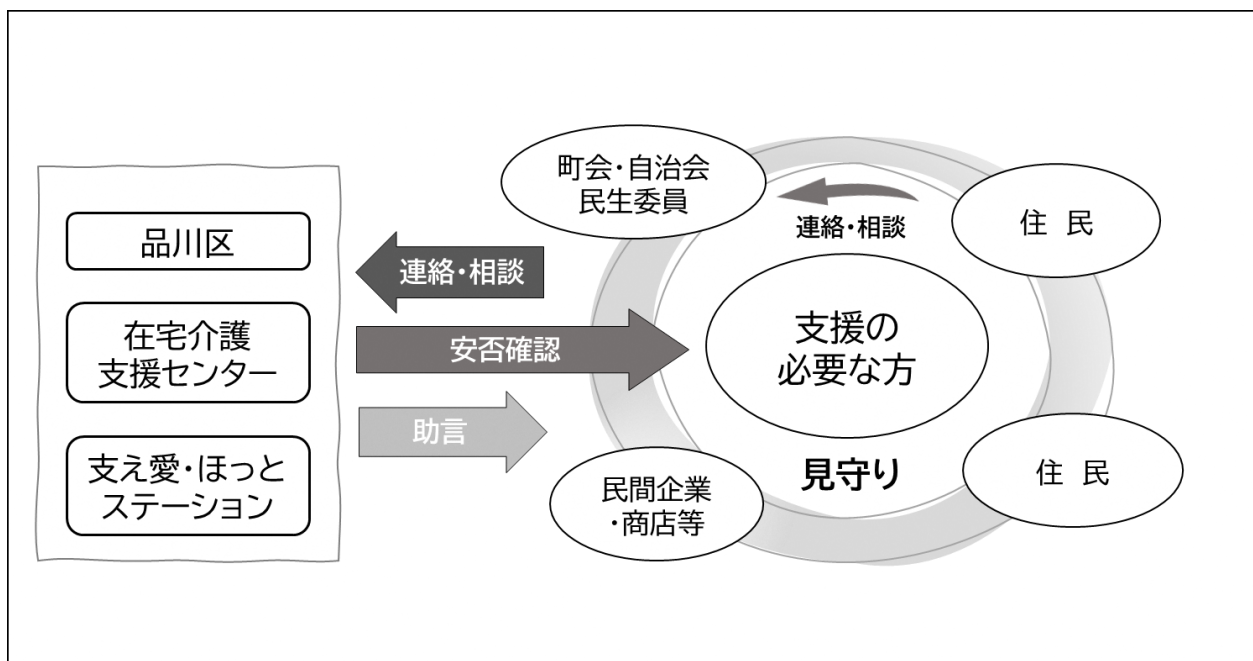
① ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りの充実

- 区ではこれまでも、民生委員を高齢者相談員として委嘱し、地域での福祉の相談窓口として、見守り活動などを実施してきました。
- ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、認知症高齢者等、見守りを必要とする高齢者が増加しており、今まで以上により多くの主体を取り込んだ地域ぐるみでの見守りのしくみの強化が求められています。
- そうした方々を対象とする地域の支え合い活動を展開し、話し相手や相談助言、訪問や電話

等での見守り、関係機関等への連絡などを行います。必要な人には、センサー、情報通信機器等を活用した 24 時間体制の救急代理通報システム等の利用も推進しています。

- また、町会・自治会をはじめ、地域の金融機関、新聞配達店、商店街・スーパーマーケット・コンビニエンスストア、交通機関などの民間企業等、多様な機関が相互に連携することにより、地域ごとの見守り体制を強化していきます。
- そうした地域の方々からの情報提供や相談をもとに、区では、在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーション等と連携し、緊急性が高い場合の安否確認や、地域や関係機関との情報共有を行うなど、地域における見守りを推進しています。

■高齢者等の見守り・支援イメージ



② 虐待防止の取り組みの充実

- 区では、介護疲れ、ケアについての知識や経験不足、経済的困窮等を原因とする高齢者虐待の相談・通報ケースに対応するため、高齢者虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。
- 2006（平成 18）年 4 月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、家庭内介護や閉塞的な施設内介護で起こり得る高齢者への虐待に対し、組織的・体系的な対応に努めています。
- また、地域包括支援センターが担っている虐待防止や権利擁護の機能を強化するため、虐待防止研修の実施や虐待防止マニュアルの策定により、高齢者の権利と尊厳を確保します。
- 2012（平成 24）年度からは「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を組織し、高齢者のみならず児童・障害者虐待、配偶者暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適

切な支援・保護を図っています。

- そのため、地域における児童虐待や高齢者虐待などの情報を 24 時間受け付ける専用電話を設置しています。子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみであり、通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。

■主な事業

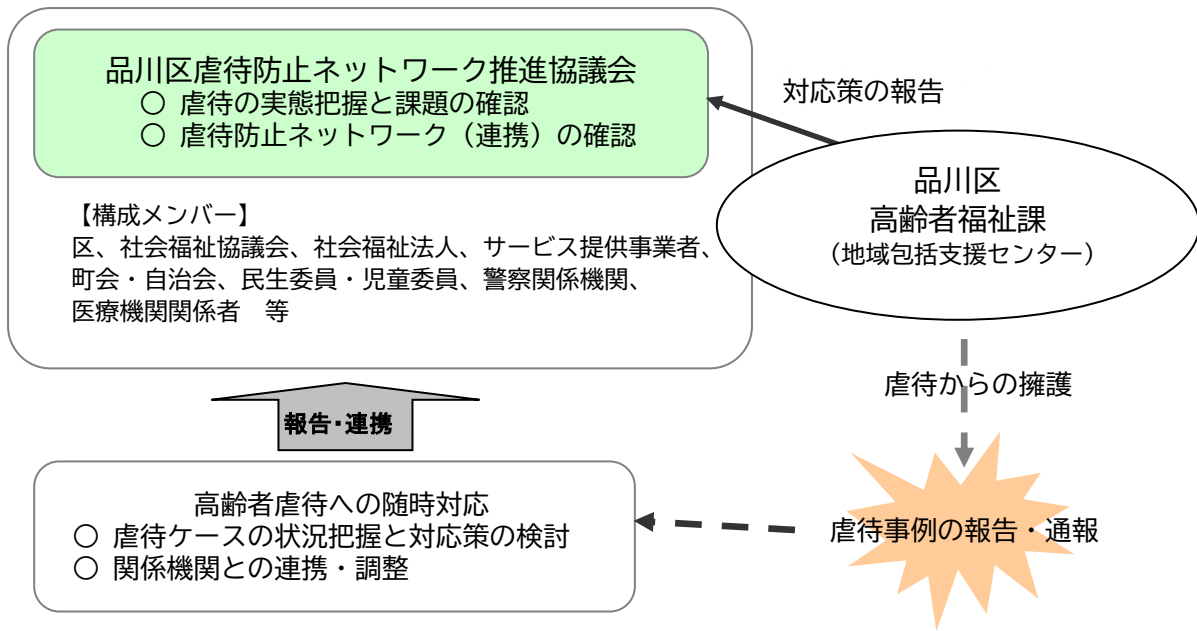
民生委員・児童委員による見守り活動の実施	民生委員・児童委員が高齢者世帯等を訪問し、話し相手や相談助言などを行い、必要なケースについて関係機関等に連絡しています。見守りが必要な方の把握は、概ね 3 年に1度「ひとり暮らし・高齢者世帯等調査」を実施します。
民間企業等と連携した高齢者等地域見守りネットワークの構築	金融機関や水道局、新聞配達店、宅配事業者等の協力を得て、日頃の接客や訪問の際、高齢者等の異変を察知した場合、速やかに区に連絡してもらい、円滑な対応につなげます。
救急代理通報システムの設置	自宅内で病気や事故・火災などの緊急事態に通報ボタンを押したり、生活リズム（動作確認）センサーや火災警報器が作動することにより、民間受信センターから派遣員が援助に駆けつけ、対応します。
しながわ見守りホットラインの設置	子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみで、児童虐待や高齢者虐待などの情報を 24 時間受け付ける専用電話です。通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。

■高齢者虐待防止ネットワークの概要

品川区が高齢者虐待に対応するために介入を行う際の基本的な考え方

- * 高齢者の安全・安心の確保を最優先する。
- * 家族の生活安定のために支援する。
- * 長期的な視点に立ち「関係性」を重視して支援する。
- * チームアプローチで正確な情報収集と客観的判断を行う。
- * 個人情報・プライバシーに配慮する。

■高齢者虐待防止ネットワークの流れ



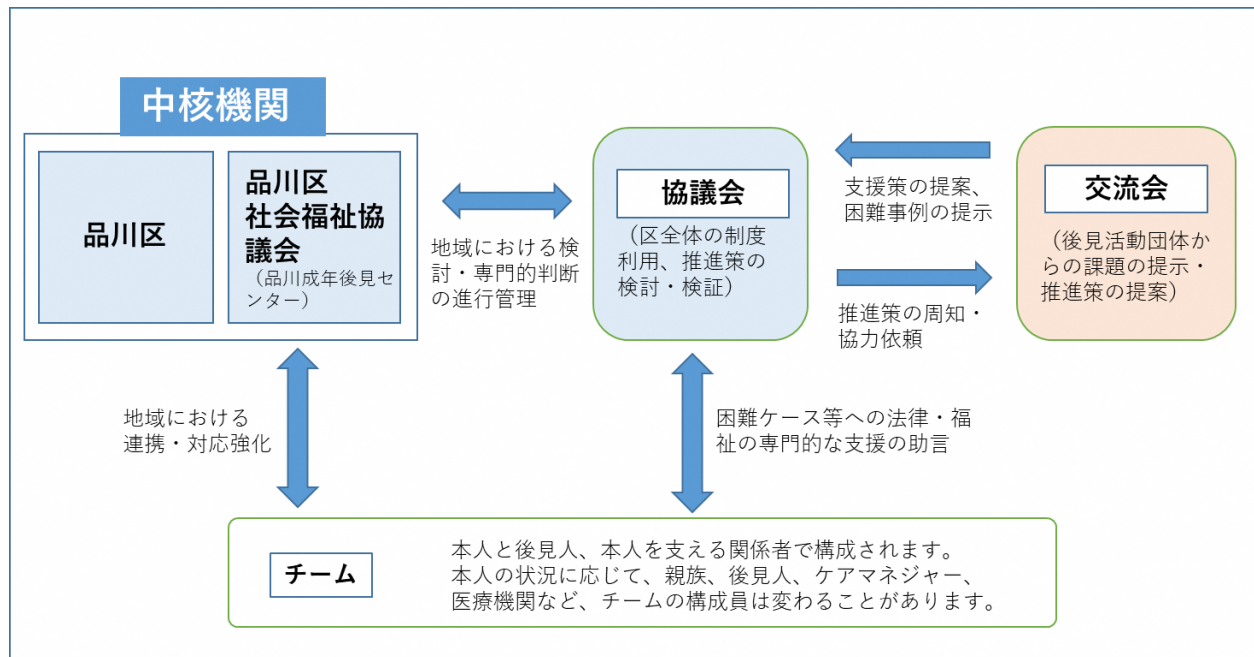
(3) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力の低下がみられる場合に、本人の契約や各種手続きを法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど、生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的としています。
- 区では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が適切に介護保険サービス等を利用できるよう支援するため、地域福祉の担い手である区社会福祉協議会と連携し、権利擁護のしくみを構築してきました。
- 2002（平成 14）年には区社会福祉協議会に品川成年後見センターを設置し、区と品川成年後見センター、在宅介護支援センターなどの関係機関が協力し、権利擁護のしくみを運用しています。
- 2021（令和 3）年度には品川区成年後見制度利用促進基本計画を策定し、計画に基づき利用促進、普及・啓発を行っており、2022（令和 4）年度より、認知症高齢者等の判断能力が不十分などの理由で支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみとして「地域連携ネットワーク」を構築しています。
- 「地域連携ネットワーク」では、法律・福祉の専門職や関係機関等が協力・連携する「協議会」が、身近な親族、本人を支える福祉・医療・地域関係者と後見人で構成される「チーム」を支援するとともに、成年後見における地域課題の検討や調整、解決を図っています。
- また、「地域連携ネットワーク」を整備し適切に運営していくため、区と区社会福祉協議会が一体となり「中核機関」として、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け進捗管理・調整を行い、協議会を運営、権利擁護支援の方針等を検討し、専門的判断を担保す

るための進行管理を行っています。

- 区全域で一つの地域連携のしくみを構築し、以下①～⑤の取り組みを行うことで、支援を受ける本人にとってより良い生き方を選択できるよう、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備しています。

■地域連携ネットワークのしくみ



① 成年後見制度の積極的な周知

- 成年後見制度を周知するため、各種パンフレット等を区の福祉相談窓口で配布しています。
- 今後は、区内の多様な団体等と連携し、配布先を充実させていきます。また、区民および福祉関係者向けに行っている成年後見制度に関する講座・セミナー等も充実させていくことで、周知の場を広げていきます。

② 相談支援体制の充実

- 区と品川成年後見センターでは、支援が必要な人に気づいた地域の人からの相談や、関係機関からの相談に対して連携して対応しています。
- 本人の意向や判断能力・生活状況等を聞き取り、本人や親族等と相談しながら関係者間で情報を共有し、成年後見制度だけでなく、介護保険や障害福祉等の様々なサービスの中から、適切な支援の内容を検討しています。これらの取り組みを一層推進していきます。

③ 専門職や関係機関との連携強化

- 弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉関係団体、地域関係団体などで構成される品川区地域連携ネットワーク協議会および交流会の開催等を通じて、専門職や関係機関との連携を強化しています。
- 必要に応じて、家庭裁判所、NPO 法人、金融機関団体などと連携していきます。

④ 担い手の育成・活動の促進

- 急速な高齢者人口の増加により、後見人等の担い手が不足することが予想されており、同じ地域の一員としてきめ細やかな身上への配慮を期待されていることから、積極的な市民後見人の育成が求められています。
- 区では、毎年、市民後見人養成講座を開催するとともに、区内の NPO 法人等が実施する養成講座とも連携・協力し、市民後見人の拡充と、活動の促進を図っています。
- 今後も、認知症高齢者等の権利擁護を地域で支えるしくみとして充実を図っていきます。

⑤ 後見人等支援機能の充実

- 品川成年後見センターでは、親族後見人等からの日常的な相談対応、後見活動開始後の本人を中心としたチーム支援等を行っています。
- また、任意後見の適切な発効のしくみとしての「あんしん 3 点セット」（①判断能力のあるうちから見守りをし、②判断能力が低下した時を見据え、③亡くなった後も一貫して支援するサービス）を提供しています。
- 加えて、区では、資力のない人でも成年後見制度を利用できるよう、本人が後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、その費用の一部を助成しています。今後も、報酬助成のさらなる充実を図っていきます。

(4) 共生社会の実現に向けた体制の強化

- 区は、これまでも、在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションを地域における福祉の相談窓口として整備してきました。
- 国では、地域共生社会の実現に向け、市町村の相談体制を強化することなどを目的とした社会福祉法が改正（2021（令和 3）年 4 月 1 日施行）され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。区においても、2022（令和 4）年度から移行準備事業を開始し、2025（令和 7）年度から重層的支援体制整備事業を本格実施します。
- また、社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化している中、コロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したこと、そして、今後も単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれることを背景に、孤独・孤立対策推進法（2023（令和 5）年 6 月公布、

2024（令和6）年4月施行）が成立したことを受け、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業と一体的に孤独・孤立対策の推進体制構築に取り組んでまいります。

① 重層的支援体制の構築

- 在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションなど、関係機関が連携し、①相談者本人や家族の相談を包括的に受け止める相談支援体制の整備、②本人のニーズと地域資源をつなぐ参加支援、③地域社会からの孤立を防ぎ多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援など、本人に寄り添い、伴走型の支援体制の構築を進めます。
- 区では、各機関が支援を必要とする方の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の重層的支援体制を構築します。

② 孤独・孤立対策の推進

- 区ではこれまでも、各分野が連携しながら孤独・孤立対策につながる取り組みを実施してきましたが、孤独・孤立対策推進法の成立を受け、内閣官房孤独・孤立対策担当室による「孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業」（2023（令和5）年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業）に応募し、取組団体として2023（令和5）年9月に採択されました。
- 今後、孤独・孤立対策推進法第15条に基づく「孤独・孤立対策地域協議会」（関係機関等により構成され、必要な情報交換および支援内容に関する協議を行う協議会）設置する等、孤独・孤立対策の推進体制の構築に取り組んでまいります。



2. 健康づくりと介護予防の推進

キーワード

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

ケアマネジメント、ケアプランによる健康づくり、介護予防の効果的な支援

背景とねらい

国は、国民の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題の解決に向けて、2000（平成12）年より「21世紀における国民健康づくり運動」を開始しました。2023（令和5）年に改正した「21世紀における第二次国民健康づくり運動」（健康日本21（第三次））では、10年間を運動期間とし、第二次に引き続き「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指しています。

上記に先立って、国は2019（令和元）年5月29日の「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」において、「誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現」のための3本柱の一つとして策定された「健康寿命延伸プラン」において、2024（令和6）年度までに全ての区市町村において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を求めており、区も切れ目のない効果的な支援に向け、一体化に取り組んでいます。

誰もが高齢になっても元気で自立した生活を送りたいと願っています。高齢期になる前から、一人ひとりが健康づくりや介護予防に関する正しい知識を得て、社会参加も含めた人生設計を主体的に描いて、具体的な取り組みを継続していけるように後押しをするのが健康づくりや介護予防です。一人ひとりの取り組みの積み重ねが、何年か後に結果として国民の健康寿命の延伸にあらわれてくることが期待されます。

品川区では、多様化する高齢者ニーズや社会参加に対する関心や意欲の高まりに対応するため、高齢者が活躍できる選択肢を幅広く用意しています。高齢者の就労や社会参加を促進することで、高齢者の自立性を維持・向上させるだけでなく、高齢者が社会の担い手となることが期待されます。

また、高齢者ができるだけ自宅での生活を継続するためには、多様なニーズに応じることができるサービス基盤やしくみが必要です。区では、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できる区独自のサービス給付を適切なケアマネジメントのもとで展開し、地域共生社会の実現を推進します。

施策の方向性と主な事業

<健康づくりと介護予防の推進>

施策の方向性	主な事業
(1)社会参加活動の推進	①就業機会の充実 ②趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進 ③高齢者補聴器購入費助成事業の充実 ④フレイル予防フェスタの開催
(2)生涯を通じた健康づくり活動への支援	①健康づくりを支援する事業の体系的な推進 ②高齢者が抱える健康課題への対応 ③地域での健康づくりの推進
(3)自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①介護予防マネジメントの強化 ②一般介護予防事業の充実 ③区民の主体性に基づく自主的な活動の促進
(4)要介護者(要支援者)等に対するリハビリテーションの推進	①リハビリテーションの取り組みの促進 ②訪問型サービスの充実 ③通所型サービスの充実

(1) 社会参加活動の推進

① 就業機会の充実

- 高齢者の就業ニーズは質的にも量的にも拡大しており、一人ひとりの生活スタイルや考え方に対応した就業メニューの整備が求められています。
- 区では、高齢者の豊かな知識や経験を生かした就業や短時間就業など、現役世代とは異なる「高齢期の働き方」に配慮しながら、ボランティア活動・就労的活動などメニューの充実を検討し、総合的な就業支援を行っています。

■主な事業

サポしながわの充実 (シルバー人材センターとの連携)	2002(平成14)年4月、概ね55歳以上の人の就業支援サービスを行う総合相談窓口『サポしながわ』を品川区シルバー人材センターに開設し、2012(平成24)年10月からは、「品川区就業センター」隣へ移転しました。ハローワークやシルバー人材センターとの連携を一層強化し、利便性の向上と機会の拡大を図ります。 サポしながわでは、窓口での就業相談とともに合同面接会やミニ就職面接会を随時開催しています。また、地域に密着した求人の開拓も行い、求職者のニーズに合った就職先を開拓しています。
-------------------------------	---

② 趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進

- 高齢期は地域で過ごす時間が長くなることから、まちづくりや地域での活動への関心・参画意欲は高く、住み慣れた地域での社会参加活動への志向は高まっています。
- 区では、ボランティア活動を高齢期の新たな生きがい・社会参加活動と位置付け、活躍の場としてシルバーセンター、ゆうゆうプラザ等の既存インフラの活用を進めるとともに、高齢者の主体的な活動意欲を育み支援していきます。
- 住民にとって身近な集いの場をつくり、住民が趣味や生涯学習を通じて世代を超えて交流ができるよう、様々なボランティア活動を推進します。
- 高齢者が高齢者を支えるボランティア活動を身近で気軽に行うための支援として、地域貢献ポイント事業の充実を図ります。

■主な事業

地域貢献ポイント事業の充実	概ね60歳以上の高齢者を対象に、区、NPO法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体への寄付や区内共通商品券と交換することができます。
シルバーセンター・ゆうゆうプラザ等の活用	区内には、シルバーセンター、ゆうゆうプラザ等をはじめとした元気な高齢者のための活動スペースがあります。 健康づくり、介護予防、プレシニア層の地域活動やボランティア活動の交流の拠点として多面的に活用します。

③ 高齢者補聴器購入費助成事業の充実

- 加齢による難聴により意思疎通がしづらくなると、認知症のリスクが高まることや生活の質の低下が懸念されています。区では、聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加および地域交流を促していくため、補聴器の購入を支援します。

④ フレイル予防フェスタの開催

- フレイル予防に関する体験・情報発信を目的としたイベントを開催し、高齢者のみならず幅広い世代に対してフレイル予防を普及・啓発することで、区民のフレイル予防への取り組み促進や認知度の向上を図ります。
- フレイル予防講演会、体力測定、品川区介護予防体操の体験会、各予防事業等の紹介・体験、耳の聞こえの講話・相談、口腔・栄養相談等、楽しく自然にフレイル予防について学び、主体的に取り組めるよう支援します。

(2) 生涯を通じた健康づくり活動への支援

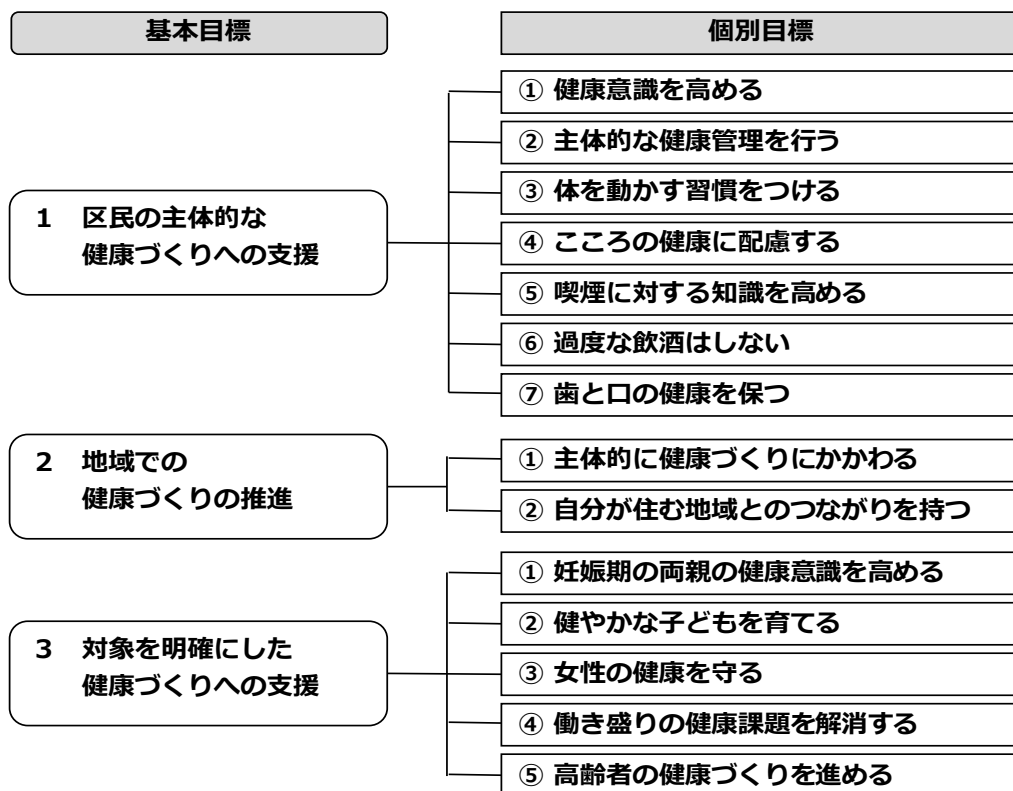
- 高齢者の8割以上は元気で活動的な生活を送っています。健康づくりを支援する事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指して、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。

① 健康づくりを支援する事業の体系的な推進

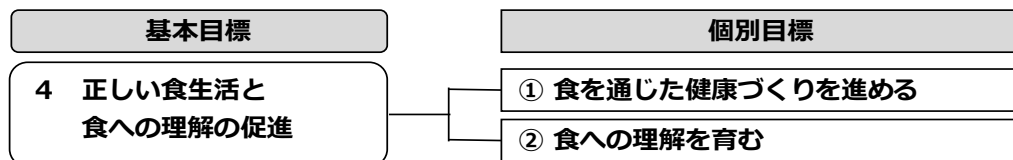
- 区では、2003（平成15）年3月に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、地域特性に応じた健康づくりの活動が行われてきました。2015（平成27）年4月に10年間を計画期間とする「しながわ健康プラン21」を策定し、区民の健康づくりを体系的に推進してきましたが、2020（令和2）年4月に中間・評価見直しを行いました。
- 見直し後のプランでは、「品川区長期基本計画」に掲げた「生涯を通じた健康づくりの推進」を基本理念とし、効果的な事業の推進を図っていきます。

＜しながわ健康プラン21－中間・評価見直し－＞

健康増進計画



食育推進計画



資料：「しながわ健康プラン21－中間・評価見直し－」（2020（令和2）年4月）

② 高齢者が抱える健康課題への対応

- 国は2019（令和元）年に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定しました。高齢者が抱える健康課題として、特に、75歳以上の高齢者については、フレイル※・オーラルフレイル※や認知症、ポリファーマシー（多剤併用：必要以上に多くの薬を服用している状態）などが挙げられます。高齢期の健康上の不安を取り除き、住み慣れた地域・我が家で自立した生活ができる期間の延伸を図るため、高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談を行うことが必要です。

※フレイルとは、加齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。

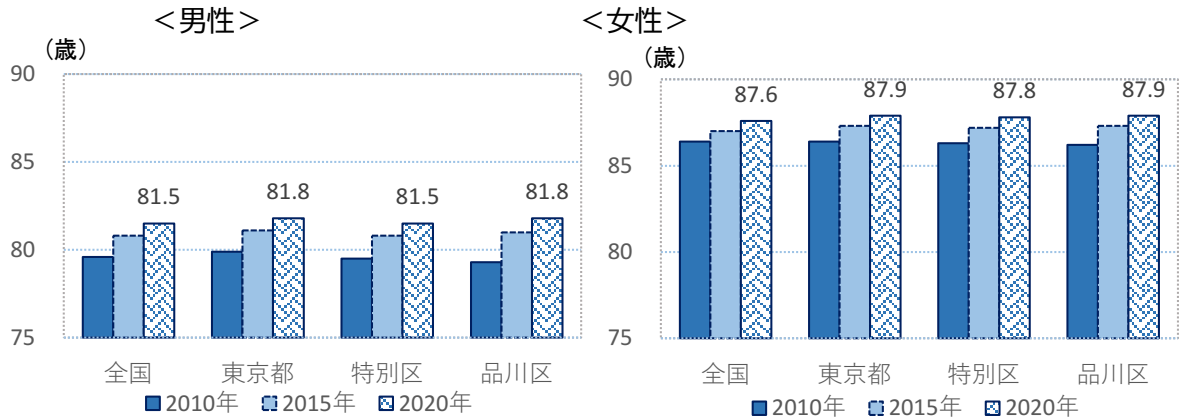
※オーラルフレイルとは、口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え（フレイル）の一つです。

- 男性・女性ともに、全国、東京都、品川区においても、過去15年間で平均寿命は延びています。区の2020（令和2）年の平均寿命は、男性が81.8歳、女性が87.9歳で、特別区

より高く、東京都と同じ水準になっています。

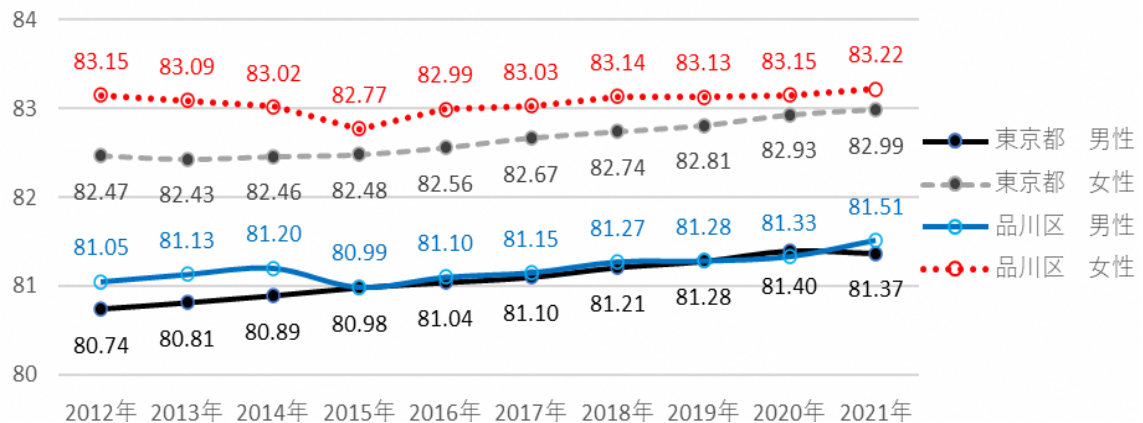
- 要介護認定の要支援1を受けるまでの期間、要介護2を受けるまでの期間に基づいて65歳健康寿命を算出しています。区の要支援1、要介護2を受けるまでの65歳健康寿命をみると、男性は東京都の平均とほぼ同じで、女性は東京都の平均を上回っています。

<平均寿命の比較>

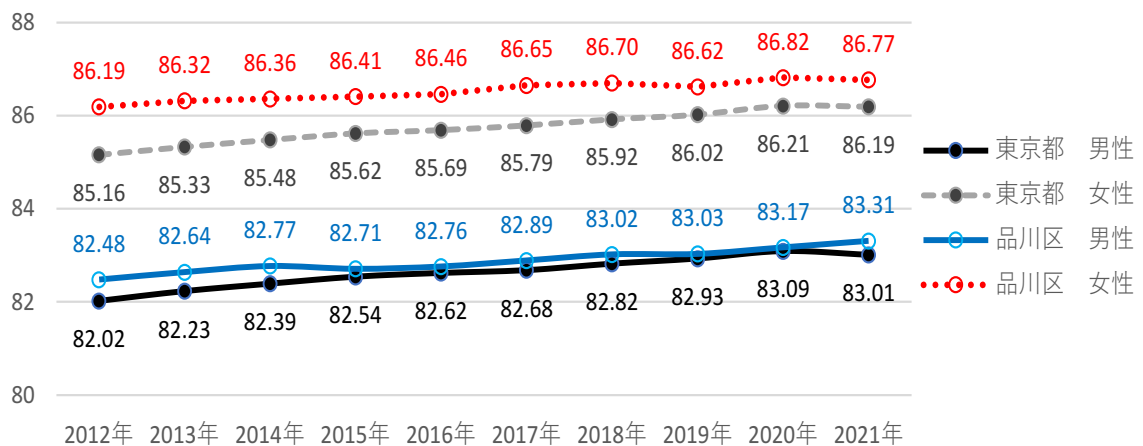


出典：厚生労働省「市区町村別生命表」各年より作成

<品川区の65歳健康寿命の年次推移(要支援1)>



<品川区の65歳健康寿命の年次推移(要介護2)>



出典：東京都「都内各区市町村の65歳健康寿命」各年より作成

③ 地域での健康づくりの推進

- 生涯を通じて健やかで豊かな暮らしを送るためには、個人や家庭内での健康づくりに加え、自分が住む地域の人びととのつながりを持つことが重要です。近所の人たちとのつきあいは、こころの健康の維持だけでなく、孤立から生じる様々な問題を未然に防ぐことにも有効です。あいさつから始めて、仲間をつくり、さらには地域の健康づくりを担う自主グループや団体等の活動との接点を持つことの重要性について区民への普及啓発を行います。
- 健康づくり事業の推進にあたっては、健康寿命の状況を踏まえ、健康づくりに携わる多様な団体と連携・協力しながら、普及を図ります。地域の健康づくり推進委員会を中心に運営している「ふれあい健康塾」などの、多様なニーズに対応した事業を行うことで、高齢者が身近な場所で参加できる場を提供し、専門的な指導やアドバイスを受けながら、運動などを習慣化することを推進していきます。

■主な事業

健康塾の充実	レクリエーション感覚で身体を動かし、仲間と楽しく健康づくりができるよう、区内のシルバーセンターや区民集会所を会場として、隔週で健康体操を実施しています。
ふれあい健康塾の充実	閉じこもりがちで足腰の弱ってきた人を対象とした、転倒骨折予防のための体操と遊びや生活指導などを盛り込んだ健康教室です。月1回、区民集会所等を会場として、心身のリフレッシュを目指します。地域の健康づくり推進委員会を中心に運営しています。
しながわ出会いの湯	区内銭湯で、近所の人との交流や健康づくりの場として、健康体操やカラオケなど気軽に参加できるプログラムと入浴サービスを提供します。
出張健康学習の開催	保健センターでは健康学習の一環として、地域のグループや団体の依頼に応じて出張健康学習を実施しています。主催者は区民（区内在住・在勤・在学している15～20名以上のグループ）で、病気、食生活、運動、こころの健康、歯の健康、たばこ、アルコールなどのテーマに関する講座を実施しています。
健康大学しながわの開催	地域における健康づくり活動を実践していくために必要な知識と技術を学び、卒業後には地域の中で健康教育の実践や自主グループ活動など様々な健康づくり活動を展開しています。

(3) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 自立支援高齢者については、住み慣れた地域・我が家であるべく長く暮らし続けられるよう、介護予防、見守り、日常生活支援などの支援やサービスを活用した介護予防マネジメントを強化します。

- 多様化する予防ニーズに対応するため、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業等）のサービスを提供するしくみを強化し、介護予防・自立支援・重度化予防を推進します。事業終了後は、自主的な活動を促すとともに、地域貢献ポイントを活用した各予防事業のボランティアとしての活動の場を提供します。
- 高齢者が継続して介護予防に取り組むには、取り組みの効果を実感でき、かつ、高齢者が容易に通える範囲に活動できる場が必要です。地域共生社会実現のため、住民が集える「通いの場」を支援することにより、介護予防・地域づくりを推進します。

① 介護予防マネジメントの強化

- 区の在宅介護支援システムの方針（P72 参照）に沿って、本人のできることや意欲を重視しながら、本人の意思を尊重した自立支援に資するケアマネジメントを強化・推進します。
- 適切なマネジメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業を選択した人は改善方向として一般介護予防事業へ、一般介護予防事業の人は自主的な活動の場に進むよう促進します。

② 一般介護予防事業の充実

- 多様化する予防ニーズに対応するため、一般介護予防事業を提供し、介護予防・自立支援・重度化予防を推進します。
- 転倒予防、認知症予防、栄養改善等が必要な人を対象に、本人の状態に合ったサービスを提供し、自立支援・介護予防を推進します。

■主な事業

運動系介護予防事業	
カラダ見える化トレーニング	筋力や歩行姿勢などを専用機器で測定し見える化し、「感覚」に頼らず客観的なデータに基づいて運動器の機能向上を目指します。
うんどう機能トレーニング	日常生活に必要な筋力や体力をアップする運動を行います。教室終了後も自宅での継続を促進します。
マシンでトレーニング	高齢者専用トレーニングマシンを使って日常生活に必要な筋力をアップする運動を行います。
水中トレーニング	水圧・水温・浮力・抵抗・水流など水の持つ特性を活かして、筋力やバランス機能をアップする運動を行います。
身近でトレーニング	椅子やタオルなど身近な物を使って日常生活に必要な筋力、柔軟性、バランス機能をアップする運動を行います。教室終了後も自宅での継続を促進します。
健康やわら体操	椅子を使って日常生活に必要な柔軟性・バランス機能をアップする運動を行います。教室終了後も自宅での継続を促進します。
うんどう教室	公園等に設置した高齢者用健康遊具を使って日常生活で「つまづかない」、「ふらつかない」からだづくりをする運動を行います。

■プロジェクト2：健康づくりと介護予防の推進

予防ミニデイ	デイサービスセンターで、身体を動かしたり、趣味活動などの交流を図り、心身の活性化と仲間づくりを行います。
認知症予防事業	
脳力アップ元気教室	学習療法・工作・有酸素運動・e スポーツの4つのコースによる認知症予防を目的とした講座です。 脳活性化エクササイズ等の軽い運動療法も取り入れて実施します。
計画力育成講座	効果的なウォーキングの方法の紹介や、日帰り旅行の計画・実施を通じて脳を活性化する認知症予防を目的とした講座です
絵本読み聞かせ講座	絵本の読み聞かせ方法の基礎を学び、実践発表を行います。知的活動と社会参加をととした認知症の予防を目的とした講座です。
栄養改善事業	
シニアのためのやさしい手料理教室	買い物の仕方から一人分を簡単につくる調理の実習や、低栄養を予防するための講習などを行い、栄養改善を推進します。
わくわくクッキング	栄養バランスの良い簡単な調理実習を行い、口腔ケアをはじめとした健康的な食生活を学び、低栄養予防を推進します。



■カラダ見える化トレーニング



■絵本読み聞かせ講座



■わくわくクッキング

③ 区民の主体性に基づく自主的な活動の促進

- 区民の自主的な活動を促すとともに、地域貢献ポイントを活用した介護予防事業のボランティアとしての活動の場を提供します。
- 高齢者の介護予防や生きがいづくりを推進するため、シルバーセンター、ゆうゆうプラザ等を区民の身近な憩いの場として活用していきます。
- 高齢者が容易に通える範囲に、地域で住民が集える「通いの場」の立ち上げを支援し、定期的な運動を取り入れることにより介護予防を推進するとともに、住民主体による多様な活躍の場を増やしていくことにより地域づくりを推進します。

■主な事業

地域貢献ポイント事業の充実（再掲）	概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、区、NPO 法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体への寄付や区内共通商品券と交換することができます。
-------------------	---

シルバーセンター・ゆうゆうプラザ等の活用 (再掲)	区内には、シルバーセンター、ゆうゆうプラザ等をはじめとした、元気な高齢者のための活動スペースがあります。 健康づくり、介護予防、プレシニア層の地域活動やボランティア活動の交流の拠点として、多面的に活用します。
介護予防による地域づくりの推進	地域住民による身近な場所での「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、フレイル予防の理解・促進を目的とした講座等を実施し、継続的な活動を支援することにより、介護予防・地域づくりを推進します。



■フレイル予防講演会



■品川区介護予防体操講座

(4) 要介護者(要支援者)等に対するリハビリテーションの推進

- 要介護者（要支援者）の状態が悪化しないよう、適切なケアマネジメントにより、介護保険サービスを利用したリハビリテーションの利用を促進します。
- 日常生活に不安のある人を対象に、介護予防ケアマネジメントによる介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスを提供し、重度化予防を推進します。
- 従来から適切なケアマネジメント、利用者本位のサービス提供を推進してきましたが、今後とも自立支援・重度化防止の観点から効果的なサービスの展開を目指していきます。

① リハビリテーションの取り組みの促進

- リハビリテーションというと、医師の診断に基づく理学療法による歩行訓練などをイメージする方もいるでしょう。しかし、リハビリテーションとは、WHO（世界保健機関）では、「能力低下やその状態を改善し、障害者の社会的統合を達成するための、あらゆる手段を含む」とされており、ひとがその人らしく生きるという、もっと幅広い概念でとらえられるものです。具体的な種類としては、医学的リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーション等があります。
- 要介護者（要支援者）等に対するリハビリテーションとは、低下した機能の回復はもちろんですが、重度化せずに機能を維持することも重要な目標となります。就労や交流等の社会参加を継続したい、歩行力を維持して散歩や買い物に行きたい、食卓で口からご飯を食べたい、

自宅のトイレで排せつをしたい、自宅のお風呂に入りたい等、様々な希望があるでしょう。いずれも本人の尊厳に直接関わる切実な願いといえます。本人の希望と自宅・施設的环境に合わせ、医学的な診断も踏まえ、目標を持って計画を立て、多職種のチームでリハビリを支援することが効果的です。

② 訪問型サービスの充実

- 2015（平成27）年4月から介護予防訪問介護を「介護予防・生活支援サービス事業」として実施しています。要支援者または総合事業対象者に向けて多様なニーズに対応するためのサービスを構築して、自立支援・介護予防を推進します。

■主な事業

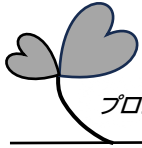
予防訪問事業	身体介護・生活援助などの訪問によるサービスを提供します。
生活機能向上支援 訪問事業	「予防訪問事業」におけるサービスのうち、身体介護を除く生活援助中心型のサービスを提供します。
管理栄養士派遣による 栄養改善事業	管理栄養士が利用者宅を訪問し、低栄養や生活習慣病等を予防するための食事・栄養指導を行います。
柔道整復師による 機能訓練訪問事業	心身の状況から外出が難しいことにより、介護や支援が必要となるおそれのある人に対し、機能訓練指導員である柔道整復師が自宅に訪問し、運動機能の改善を図るための機能訓練を行います。
すけっとサービス事業	さわやかサービス協力員（ボランティア）が自宅に訪問し、掃除、調理、買い物などの家事援助を行います。

③ 通所型サービスの充実

- 2015（平成27）年4月から介護予防通所介護を「介護予防・生活支援サービス事業」として実施しています。要支援者または総合事業対象者に向けて転倒予防、認知症予防、栄養改善等、本人の状態に合ったサービスを提供し、自立支援・介護予防を推進します。
- 持続可能なサービス提供基盤確保のため、引き続き、ボランティアやNPO法人等、様々な担い手による多様なサービスを検討・構築していきます。

■主な事業

予防通所事業	機能訓練などの通所によるサービスを提供します。
短期集中予防サービス 「はつらつ健康教室」	運動器・口腔機能の向上や、低栄養・認知症予防のための複合型プログラムを提供します。
ボランティア主体による 「地域ミニデイ」の実施	区内の社会福祉法人等の有償ボランティアが中心となり、軽い運動やレクリエーション活動を提供しながら日常生活に必要な機能訓練を行います。



プロジェクト

3.

認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進

キーワード

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく施策の実施
本人・家族に寄り添った早期発見・早期診断・早期支援

背景とねらい

日本の総人口が減少傾向にあるなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合の増加にともない、認知症高齢者の増加が見込まれることから、2019（令和元）年6月、認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定されました。大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる第九期の中間年の2025（令和7）年までとなっています。

国は、大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。「共生」とは、「認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる」、また、「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」ということです。「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」・「認知症になっても進行を緩やかにする」ということです。

2023（令和5）年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」という。）が制定（2024（令和6）年1月1日施行）され、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安心して暮らし続けられる「共生社会」の実現を推進していくことが掲げられました。

今後、品川区は、基本法の基本理念や国の認知症施策推進基本計画等を踏まえ、以下の8つの認知症施策（① 国民の理解の増進、② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③ 社会参加の機会の確保、④ 意思決定の支援および権利利益の保護、⑤ 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備、⑥ 相談体制の整備、⑦ 研究等の推進、⑧ 認知症の予防）を推進していきます。

施策の方向性と主な事業

<認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進>

施策の方向性	主な事業
(1) 認知症の理解の推進・認知症本人からの発信支援	①認知症ケアパスの充実、認知症講演会、認知症月間における「しながわ みんなで想う 橙（オレンジ）プロジェクト」等を通じた普及啓発イベントの実施 ②認知症サポーターの養成および活動の推進 ③本人ミーティング・家族ミーティングの開催 ④ミーティングセンターの実施
(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進	①認知症予防事業の実施 ②「もの忘れ検診」（認知症検診）の実施 ③認知症初期集中支援事業の実施
(3) 認知症の人と家族の社会参加・仲間づくりの支援、異業種連携の充実	①認知症カフェの設置・運営支援 ②介護家族向けの介護者教室 ③若年性認知症の支援 ④異業種・多職種との連携の推進



■オレンジフェスタ



■本人ミーティング



■ミーティングセンター(ジャム作り)

(1) 認知症の理解の推進・認知症本人からの発信支援

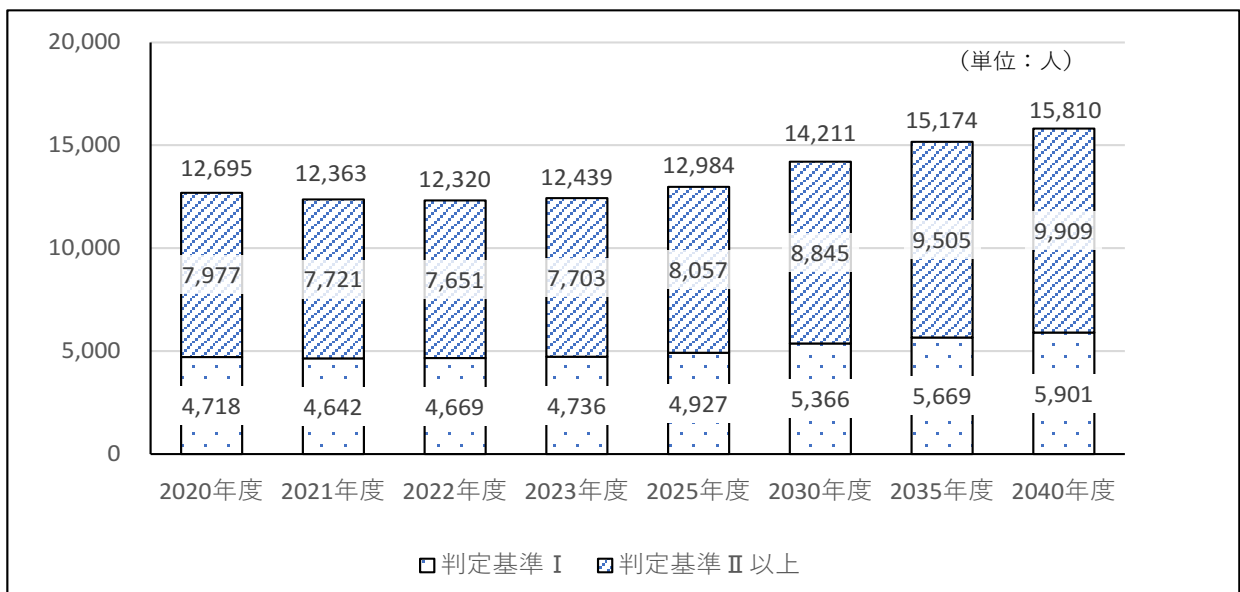
- 区内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上（P64「認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準」参照））は、今後も高齢化の進展にともない、増加が見込まれています。
- 認知症高齢者数の将来推計について、区は要介護認定データから2020（令和2年）3月時点の各年齢における日常生活自立支援度の比率を算出し、将来人口推計に基づいて独自に推

計を行いました。

- 特に、見守りまたは支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、2020（令和2）年度の約7,977人から、今後、75歳以上の高齢者人口の増加にともない、2025（令和7）年度は約8,057人、2040（令和22）年度は約9,909人に増加すると推計されています。
- 認知症高齢者の増加に対して、区民の認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を促進し、偏見の解消、予防、早期発見・早期治療などに引き続き取り組むとともに、認知症のある人もない人も、誰もがともに生きる共生社会の構築に地域ぐるみで取り組みます。
- 認知機能の低下にともなって、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもとに、本人が希望を持って前を向き、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる地域を目指します。

■品川区の認知症の人の将来推計

（要介護認定者における日常生活自立度の判定基準Ⅰ以上高齢者数）



※2023年3月時点の推計値（2020年度～2022年度は実績値）

■認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭外で前記の状態が見られる
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭内でも前記の状態が見られる
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。日中を中心として前記の状態が見られる
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。夜間を中心として前記の状態が見られる
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

① 認知症ケアパスの充実、認知症講演会、認知症月間における「しながわ みんなで想う 橙（オレンジ）プロジェクト」等を通じた普及啓発イベントの実施

- 区では、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、認知症の状態に応じた適切な医療・介護サービスの流れを整理した「認知症ケアパス」を掲載した普及啓発用パンフレットを作成・配布し、ホームページ上にも公開しています。
- パンフレットには、本人の状態に応じて活用できる区内のサービス、在宅介護支援センターや医療機関等の相談先などを掲載しています。
- 認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現を目指すため、認知症講演会を開催しています。
- 9月の認知症月間に合わせて、認知症の啓発カラーが橙（オレンジ）色であることから、「しながわ みんなで想う 橙（オレンジ）プロジェクト」と題して、認知症の人に「想い」を寄せるというコンセプトの普及啓発事業を行っています。橙色の花の植栽、懸垂幕の掲出の他、認知症サポーターが企画する認知症普及啓発イベント（オレンジフェスタ）などを実施しています。



■認知症啓発キャラクター
「くるみちゃん」

② 認知症サポーターの養成および活動の推進

- 2023（令和5年）年12月末時点、全国で1,510万人の認知症サポーター（地域で暮らす認知症の人や家族を日常生活の中でサポートする人）の養成が行われ、引き続き各地で拡充

に向けた展開をしています。

- 認知症サポーターの養成に取り組み、区民をはじめ町会・自治会、民生委員、商店街、民間企業など幅広く実施し、認知症の理解を地域に浸透させていきます。
- 「認知症サポーター養成講座」を受講した認知症サポーターを対象に、さらに「認知症ステップアップ講座」を開催します。
- これまで多数の高齢者の顧客を有する小売業、金融業等の企業からの養成講座の開催依頼もあり、講座で得られた知識が実際の業務で活かされるようになっていきます。また、薬剤師と連携した取り組み（品川区認定認知症支援薬剤師制度）を実施しています。

◆認知症サポーター養成の実績（2023（令和5）年12月末現在）

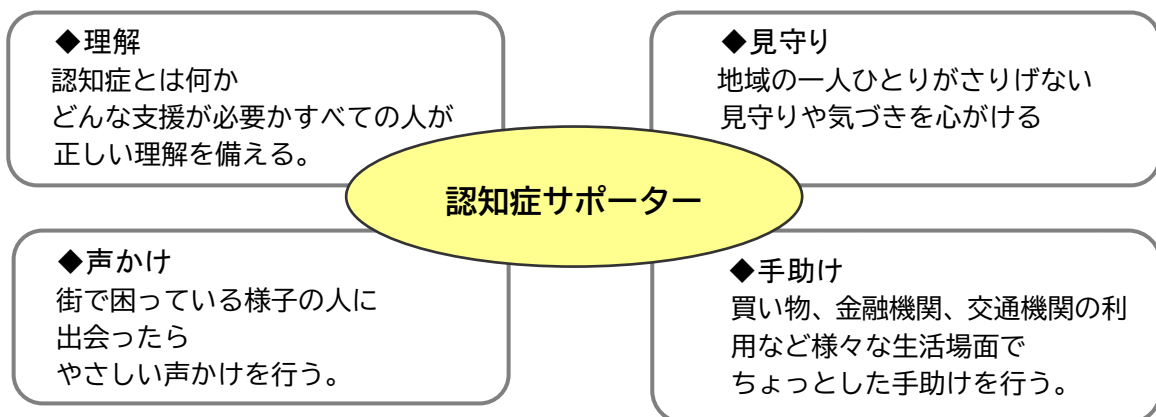
・認知症サポーター：延べ 20,800 人 ・キャラバン・メイト※：521 人

※キャラバン・メイトとは・・・

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人です。
キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要があります。
（出典：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワークホームページより）

- 高齢者見守りネットワークにより、様々な見守り活動を行っていますが、認知症により行方不明になった時に備え、早期発見・身元判明を目的とした見守りアイテムを本人、家族に配布しています。また、GPS により行方不明高齢者等を探す端末機の初期費用の助成も行っています。
- 今後も認知症の人が地域での生活を続けられるよう、町会・自治会、高齢者クラブ、企業、地域住民との連携を強化し、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

<認知症サポーター養成事業の推進>



<「品川区認知症サポーター」に期待する役割>

- 認知症に関する正しい基礎知識の習得と理解
- 認知症の本人や家族の心情を理解し、適切な付き合い方、対応方法を習得
- 認知症の本人を地域で支えるための社会資源、ネットワークの理解
- 個人でできる範囲での認知症の本人や家族へのサポートや手助け
- 関係機関等と率先した連携を意識したネットワークづくり
- 家族や友人、地域住民等へ自分が習得した知識・情報の周知
- 認知症への理解をもとに、地域の障害者や子育て家庭等へも見守る意識を広げ、やさしいまちづくりの形成を目指す

③ 本人ミーティング・家族ミーティングの開催

- 本人ミーティング・家族ミーティングとは、認知症の人やその家族が集まり、日々の暮らしのこと等を自由に語り合う場です。
- これまで認知症は「何もわからなくなって、何もできなくなってしまう」という印象を持たれ、本人および家族も「認知症であることを隠したい」と思うことがありましたが、調査研究が進み、認知症になっても人格や意思は保たれ、できることもたくさんあることが明らかになっています。
- 本人の尊厳・人権に配慮しながら、認知症の本人の情報発信の場や機会を設け、情報発信を支援し、本人の意見を聴き、本人の視点を重視した認知症施策を展開していきます。
- 認知機能が低下しても、本人は、仕事、家事、趣味、社会的な役割、日常生活等、自分でできることは自分自身で行いたいと思っています。具体的な希望は一人ひとり違ってきます。危ないからと周囲の人がすべてのことをとりあげて「支援」してしまうと、本人の意欲や残存能力を奪い、逆に認知症を進行させてしまう場合があります。周囲の人が認知症とケアのあり方について正しく知り、自律した人同士として、お互いの尊厳を尊重した施策を推進します。

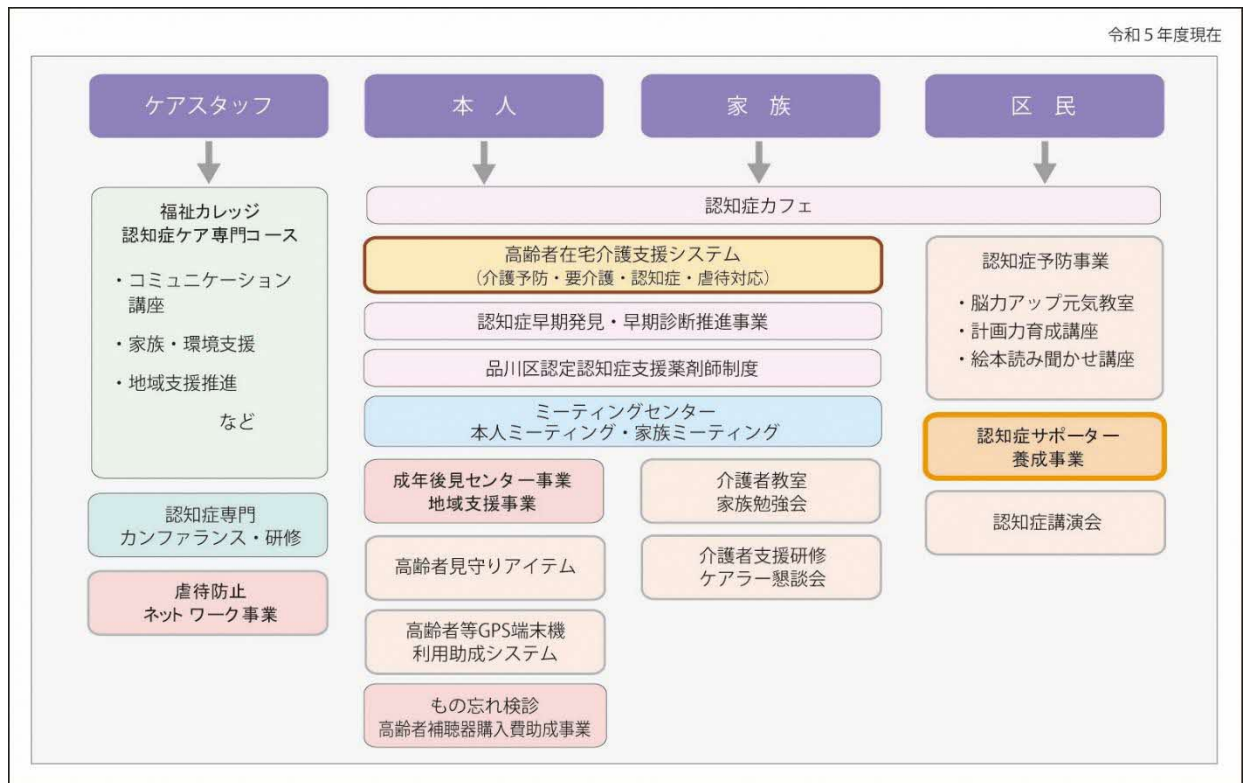
④ ミーティングセンターの実施

- ミーティングセンターは本人と家族と一緒に参加し、本人や家族が、専門職を交えながらやりたいことを話し合い、決めて実施する等により、家族の関係にアプローチするプログラムです。一緒に活動を楽しむことで家族の関係性を見直す機会になり、他の家族との出会いから関係性のあり方に気づきを得ることもできます。
- 本人の希望による主体的なアクティビティなどの活動、家族の相談などによる心理的支援と情報提供などによる教育的支援、本人と家族等が共に活動する時間を設けることによる他の家族との交流を行います。

(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

- 認知症予防に資する事業を実施し、また、認知症を早期に発見できるよう認知症検診等を実施することで相談や診断につなげるなど、早期の適切な対応により、本人や家族が安心して住み慣れた地域で生活できるように施策を推進していきます。
- 認知症の本人や家族からの日常的な生活や効果的な介護方法についての相談、介護に対する不安解消に係る助言、社会参加へつながる既存資源の紹介等に対応した窓口を設け、相談体制の強化を図ります。

<対象者別の多様な支援策>



■主な事業

脳力アップ元気教室 (再掲)	学習療法・工作・有酸素運動・eスポーツの4つのコースによる認知症予防を目的とした講座です。 脳活性化エクササイズ等の軽い運動療法も取り入れて実施します。
計画力育成講座(再掲)	効果的なウォーキングの方法の紹介や、日帰り旅行の計画・実施を通じて脳を活性化する認知症予防を目的とした講座です。
絵本読み聞かせ講座 (再掲)	絵本の読み聞かせ方法の基礎を学び、実践発表を行います。知的活動と社会参加をととした認知症の予防を目的とした講座です。

① 認知症予防事業の実施

- 認知症は、運動や人との交流等によって、発症や進行を遅らせることができることから、今後も認知症予防に関する普及啓発を進めていきます。運動や人との交流等は、日常生活の中で行うことができる予防方法です。
- 社会参加のきっかけづくりとなる活動、脳の活性化を促す知的活動等を行うことにより認知症の発症リスクを減らします。継続して行うことが大切であるため、自主グループの結成を目指します。

② 「もの忘れ検診」(認知症検診)の実施

- 認知症は早期発見・予防が重要なことから、2022(令和4)年度より「もの忘れ検診」を

実施しています。検診結果に応じた事業の案内を行い、認知機能の低下が疑われる人は認知症の専門医療機関につないだり、介護サービスにつながっていない場合は、希望に応じて区内の訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問する検診後支援を紹介したりしています。

③ 認知症初期集中支援事業の実施

- 認知症が疑われる人や認知症の人を支援するために、医師、保健師、介護福祉士など複数の専門職によるチームが個別の訪問支援を行い、受診勧奨や本人および家族のサポートを行います。
- 区では、これまで取り組んできた認知症の人のケアをさらに充実させ、医療機関等と連携して、認知症の人とその家族を地域で支える体制を構築します。

(3) 認知症の人と家族の社会参加・仲間づくりの支援、異業種連携の充実

- 認知症の人と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効と考えられます。そのため、身近な場所で気軽に利用できるように、認知症カフェの設置・運営を支援するほか、認知症になっても利用しやすい生活環境の整備を目的に、異業種・多職種との連携の充実を図ります。

① 認知症カフェの設置・運営支援

- 認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、「認知症理解の一層の推進」と「本人および家族への支援」を推進するため、認知症の人やその家族（介護者）、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取り組みを支援します。



■認知症カフェ

- 一定の要件を満たした認知症カフェを「品川区認知症カフェ」として登録しており、2023（令和5）年度には33カ所が登録されています。
- 地域の中で認知症の人とその家族を支えるつながりを支援するため、第九期も認知症カフェの設置を推進するとともに、運営を支援していきます。

② 介護家族向けの介護者教室・家族勉強会

- 『介護者教室』：在宅サービスセンターで、介護の方法や食事・健康管理などの講習を行います。
- 『家族勉強会』：認知症の人を介護する家族を対象とした勉強会で、毎回異なるテーマで講義を行うとともに、家族同士で交流する時間も設けています。

③ 若年性認知症の支援

- 若年で認知症を発症すると、就労、家事、子育て、介護等を継続することが難しくなり、本人および家族の生活や家計等に多大な影響が出てくることが少なくありません。若年性認知症は人数が少ないため、地域や職場で適切な理解や支援が得られず、孤立しやすいことが指摘されています。
- 若年性認知症対応の専門機関である東京都の「若年性認知症総合支援センター」と連携することで、適切な支援を推進します。

④ 異業種・多職種との連携の推進

- 高齢化、労働力人口の減少が進み、認知症高齢者が増加するとともに、社会構造の変化によりひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増えています。地域で生活する認知症高齢者を社会保障制度だけで支えることは難しく、地域における支え合いの必要性はさらに高まっています。
- 高齢者も地域の生活者です。店舗の従業員の接遇や対応が適切であれば、認知症になっても在宅生活を長く続けることが期待されます。
- 現在は認知症の症状が進んでから専門機関の相談・診断につながる人が多いですが、地域の生活の中で身近な周囲の人が認知機能の低下、生活の困難さに気づいた場合、早期に専門的な相談・支援につなげることの大切さを周知していきます。
- 今後は、地域の商店街、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、銀行等の金融機関、喫茶店・レストラン、医療機関、薬局等との連携を検討し、認知症共生社会を構築するための施策を検討していきます。



4

プロジェクト

4. 介護保険サービス・その他のサービスの充実

キーワード

地域包括ケアシステムの深化・推進

良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

背景とねらい

品川区では1993（平成5）年度から「在宅介護支援システム」の検討を開始し、13地区を基礎単位（日常生活圏域）とした上で、地域の身近な総合相談窓口として現在20カ所の在宅介護支援センターを整備してきました。また、区高齢者福祉課は20カ所の在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」とし、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所の後方支援を行い、高齢者等の地域での自立した暮らしを支援し、介護を要する状態となっても、在宅介護支援センター等の適切なケアマネジメントにより、在宅生活を継続するための総合的な相談とサービスを提供するしくみとして運用してきました。さらに、2006（平成18）年の地域包括支援センターの設置においては、区（高齢者福祉課の統括在宅介護支援センター）と全在宅介護支援センターの予防支援担当を一体とした直営型の地域包括支援センターとする体制整備を行い、現在に至っています。

今期の中間年である2025（令和7）年度には、団塊の世代のすべてが75歳以上となり、さらに介護需要が高まることが見込まれます。その後、高齢者人口がピークを迎えると推測される2040（令和22）年頃も見据えながら、この在宅介護支援システムを適切に運用し、適切な介護保険サービスの利用推進をはじめ、多職種連携、地域の社会資源の活用、地域力の向上に取り組むとともに、関連データやICTの活用により介護保険サービス等の充実を図り、地域包括ケアシステムの推進に努めていきます。

また、健全な介護保険制度を維持・運営していくため、給付の適正化とサービス向上のしくみについても取り組んでいきます。

施策の方向性と主な事業

<介護保険サービス・その他のサービスの充実>

施策の方向性	主な事業
(1) ケアマネジメントの質の向上	①本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進 ②地域密着型サービスの利用の促進
(2) 介護保険サービスの充実	①地域密着型サービスの基盤整備 ②市町村特別給付の継続 ③介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備 ④介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上
(3) 介護者支援の充実	①介護者向けの教室や介護者同士の交流（ケアラー懇談会）の推進 ②介護と仕事・子育てとの両立支援、ヤングケアラーの支援、介護離職の実態把握

(1) ケアマネジメントの質の向上

- 2025（令和 7）年・2040（令和 22）年に向け、疾患を有するなど医療的ケアを必要とする中重度の要介護者や、認知症であっても自宅や高齢者住宅等で生活する高齢者の増加が見込まれます。
- 要介護状態であっても、最期まで本人のできることや意欲を重視して、社会性を維持できるよう継続的・効果的な支援と活動の機会をつくるなど、自立の支援、介護予防・重度化防止の視点からより適切な居宅介護支援が行われるよう研修事業の充実支援を通して質の高いケアマネジメント・介護予防マネジメントの提供を推進します。

① 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進

- 区は在宅介護支援センター、民間居宅介護支援事業所のケアマネジャーが在宅医療・介護連携を適切に担えるよう、在宅介護支援システムマニュアルを活用した普及啓発、研修、情報提供、専門アドバイスなどの支援を一層強化していきます。

- また、国では、ケアマネジメントの質の向上を図るため、2020（令和2）年度「適切なケアマネジメント手法」の策定により、ケアマネジャーに係る法定研修を2024（令和6）年度から改定することとしました。この国の動きに合わせ、区では2020（令和2）年度からこの改定を見据えた法定外研修を職能団体と連携し実施してきました。今後も引き続き、法定研修を補完し「適切なケアマネジメント手法」を確実に実施するための法定外研修の充実やケアプラン自己点検ソフトの活用などによる質の向上に向けた取り組みを推進していきます。
- 2015（平成27）年4月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の予防マネジメントについては、ケアマネジャーが本人のできることや意欲を重視しながら、本人および家族の意思を尊重し、ニーズに合ったサービス調整を実施できるよう、ケアマネジャーへの情報提供・指導支援を継続していきます。

■在宅介護支援システムの方針

在宅介護支援システムの方針	（１）自尊・自立の確保	
	・ 当事者の意思の尊重	当事者（本人と家族）の意思と人間性が尊重されること。
	・ 介護の支援	在宅生活の主体は当事者であり、ケアマネジャーの役割は当事者に寄り添いながら支援すること。
	（２）安心の確保	
	・ 身近な相談窓口の存在	身近な地域に相談の窓口を置くことによって、区民の安心が確保されること。
	・ 的確な対応	当事者のニーズに的確に対応することによって、利用者の信頼と安心が確保されること。
	（３）総合性・多様性の確保	
	・ 幅広い視点と柔らかな発想	個々の高齢者の生活・人生全体を見渡し、様々な要素を総合的にとらえ、柔らかな発想のもとに適切な支援を行うこと。
	・ 関係機関との連携と様々な資源の活用	関係機関との連携のもと公的サービスのみならず、地域、ボランティア、民間サービス等を視野におき、様々な資源を活用しながらチームで支援体制を構築していくこと。
	（４）柔軟性の確保	
	・ 状況変化への対応	高齢者の時間の経過にともなう心身状況の変化に応じて的確に対応すること。
	（５）公平性の確保と重点化の推進	
	・ 適切なサービス提供	サービス水準の公平性に十分配慮をしつつも、サービスの必要性、有効性に応じた重点的なサービス配分を行うこと。

■主な事業

「品川区在宅介護支援システムマニュアル（五訂版）～地域包括支援センター運営の指針～」の定着	2015（平成 27）年度の制度改正にともない改定した「品川区在宅介護支援システムマニュアル（五訂版）～地域包括支援センター運営の指針～」をケアマネジャーや関係者へ周知し定着を図ります。また、予防マネジメント研修の実施により、質の向上を図ります。
情報共有やデータ分析等を活用したケアプランチェックの実施	「統括在宅介護支援センター」は、ケアマネジメントのプロセスの基本となる事項をケアマネジャーとともに情報共有し、データ分析等を活用した確認検証をしながら「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを支援します。
品川介護福祉専門学校や NPO 法人（職能団体）との協働による研修実施支援	品川介護福祉専門学校による福祉カレッジや職能団体である NPO 法人と協働し、ケアマネジメントの質の向上に資する研修事業の実施を支援します。

② 地域密着型サービスの利用の促進

- 認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活継続を支援するサービスとして適切なケアマネジメントにより効果的な利用を促進します。また、各地区のニーズをみながら必要により基盤整備を検討していきます。

(2) 介護保険サービスの充実

- 在宅生活の継続を支援するため、24 時間 365 日切れ目のない介護保険サービスを提供できる基盤・体制を整備します。区は質の高い介護を継続的に提供する基盤・体制として、サービスの向上・改善に自主的に取り組む介護事業者の指導・育成を図るとともに、地域共生社会の実現に向け協働していきます。
- 全国一律の保険給付ではカバーできない部分を補うため、区独自の市町村特別給付を実施します。

① 地域密着型サービスの基盤整備

- 2006（平成 18）年度制度改正により、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせ、住み慣れた地域での在宅介護の継続を支えるサービスとして小規模多機能型居宅介護が創設されました。
- 区では、第八期までに小規模多機能型居宅介護事業所を 10 カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を 2 カ所整備してきました。1 事業所あたりの登録人数を 29 人以下と小規模に

限定し、きめ細やかなサービスを提供することで、利用者の状態改善等に効果を発揮しています。

- 2012（平成 24）年度の制度改正により、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携し、1 日数回の定期巡回訪問と、緊急コールに対応した随時訪問を組み合わせた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されました。
- 区では、2010（平成 22）年度から国のモデル事業として本事業に取り組み、地域の事業所の連携によるサービス提供のあり方と導入の手法を検討するとともに、導入後の効果等を検証してきました。
- このサービスは地域包括ケアシステムの中核をなすサービスに位置付けられており、引き続き指定事業者、地域の訪問介護および訪問看護事業者と連携を図り、区内全域でサービスの提供ができる体制整備を進めていきます。
- 近年、介護保険の医療系サービス（通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護等）と医療保険の在宅医療（訪問診療・往診、訪問看護）の利用が顕著に伸びていることから、利用者のニーズをみながら整備を進めていきます。

② 市町村特別給付の継続

- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域・我が家での在宅生活を支援していきます。

■ 市町村特別給付の概要

(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付（2009（平成 21）年度～）	
○	夜間対応型訪問介護サービスの利用対象外である要支援者に対して、夜間帯における安心感の確保と緊急時等の随時対応サービスを提供します。
○	夜間（22 時から 7 時）の緊急時のコールに専任のオペレーターが対応し、必要により訪問介護員がかけつけて対応します。
(2) 通院等外出介助サービス特別給付（2009（平成 21）年度～）	
①	要支援者通院介助サービス 月1回、 60 分以内
○	要支援者に対し、通院介助サービスを介護予防訪問介護に続けてサービスを提供します。
②	要介護者病院内介助サービス 月1回を限度とし、30 分単位で 90 分以内
○	通院介助に引き続いて病院内での介助が必要な要介護者を支援します。

③ 介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備

- 地域密着型サービスを中心に基盤整備を着実に進めてきた結果、多様な介護ニーズに対応することが可能になっています。
- 今後も、中重度の要介護高齢者、認知症高齢者の増加を見据え、必要なサービス量や地域バランスを踏まえて、適切な整備に取り組んでいきます。

- 毎年実施しているモニタリングアンケート調査（モニタリング機能を付加した利用者満足度を把握するためのアンケート調査）においては、要介護高齢者や家族から、「リハビリや介護予防にもっと取り組みたい」「ケアマネジャーから自分に合ったサービスを積極的に提案してほしい」「医療機関とよく連携してほしい」など、様々な意見が寄せられています。
- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開するとともに、ケアマネジャーに対して、介護保険制度の改正や区の施策、サービス内容、独自給付について情報提供を行っていきます。ケアマネジャーが自身の知識や経験を活かして、利用者・家族の意思やニーズに寄り添ったケアマネジメントを行えるよう支援します。
- 区は、自立支援、介護予防の理念を重視しながら、介護保険サービスのあり方、ケアプランへの組み込み方、効果・効率性等について、利用者アンケート調査、データ分析、従事者からの意見収集などを通じて見直しを行い、今後も適切なケアマネジメント、医療と介護の多職種連携などを通じて給付の適正化を推進していきます。

④ 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上

- 区では、介護保険料や公費で運営される介護保険制度が適正に運営されるよう、保険者の役割として給付の適正化とサービスの向上に取り組んでいきます。また、サービスの評価・向上のしくみの運営においては、介護保険制度全般にわたっての審議を行う「品川区介護保険制度推進委員会」において、介護保険制度の運営状況を一体的に把握・検証し、しくみを推進していきます
- 介護保険給付の適正化のため、モニタリングアンケート調査を利用者に対して行い、個別の介護サービスの評価にとどまらず、介護保険制度やサービス全体を相対的にモニタリングしています。引き続き、第九期においても実施し、区内サービスの質の向上や次期事業計画改定に向けた基礎資料として活用していきます。
- 介護保険制度や関連する法律等の改正の動向を注視しながら、区民が安心して制度やサービスを利用できるよう、今後も必要な調査を実施するとともに、しくみについても柔軟に見直しを行っていきます。
- 介護報酬は、基本報酬に加え様々な加算減算があります。制度の持続可能性を高めるため、今後、介護報酬の包括化、成果連動型の導入、データに基づく介護サービス提供に対する報酬がさらに進むことが予想されます。区では、介護報酬の動向を把握し、介護事業者に対し適正な介護報酬請求の確認や利用者ニーズに沿った質の高いサービス提供や処遇改善に係る加算内容の周知に努めていきます。
- そのため、介護保険サービス等を提供するサービス事業者に対して、給付が適正に行われているか定期的計画的な指導・検査を実施します。また、サービス種別ごとの集団指導では、事業者への指導に係る負担に配慮しつつ、指導の内容に応じて ICT 機器等を活用した講習等

による指導のほか、様々な事例を紹介しながらサービスの質の向上につながる助言等を行っています。

- 2015（平成 27）年度の制度改正により、区市町村（保険者）の権限や裁量が拡大され、2018（平成 30）年度には居宅介護支援事業所に対する指定・管理・監督権限が区に移管されました。今後も増大する事務等を見据え、介護事業所に対する実地指導・集団指導を適正に実施するための体制を整えていきます。
- 2025（令和 7）年、2040（令和 22）年に向けた高齢化の進展を見据え、引き続き公平・公正な介護保険制度の運営、一般保健福祉事業の執行に努めます。

（3）介護者支援の充実

- 要介護高齢者の高齢化・重度化が進むとともに、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症の人が認知症の人を介護する「認認介護」といわれる世帯も増加しています。
- 一方で、75 歳以上の高齢者の子どもの数は減少してきており、子どもとの同居割合も減っています。介護と仕事の両立、介護と子育てや一人で複数の人を介護するダブルケアなど困難な事例が増えています。
- 家族の介護負担が耐え切れないレベルになると「共倒れ」につながり、虐待や介護離職の原因になることもある等、社会問題になっています。
- このような背景を踏まえ、区ではケアマネジャーに対する研修助成等を行うことで、本人だけでなく、介護者の生活・健康・仕事の状況等にも十分留意した質の高い総合的なケアマネジメントを推進します。

① 介護者向けの教室や介護者同士の交流（ケアラー懇談会）の推進

- 介護は、家族が介護を要する状態になって初めて意識することが多く、いざ介護をしようと思っても具体的な方法や相談先等がわからず困ってしまう人が多いのが現状です。
- 区では、NPO法人等と連携して、介護者向けの講座や研修を実施するとともに、介護の普及啓発に努めています。
- 在宅で介護している家族は休みもなく、悩みがあっても相談する相手がいないなど、様々な問題を抱えているため、介護者教室やケアラー懇談会などの事業を実施しています。
- 介護者を対象とする交流会、講座、研修等があっても、仕事のため参加できないことなどがないように、ケアプランを調整するなど、ケアマネジャーが支援していきます。
- 認知症カフェへの参加、認知症高齢者を含む要介護者の当事者からの発信など、要介護者・家族同士の交流や多世代との交流を推進します。社会の ICT の活用が進んでおり、高齢期においてもインターネットを活用して健康づくりや交流をする人が増えていることから、介護保険制度の運用においてもさらなる情報提供等の活用を検討していきます。

■主な事業

介護者支援研修・ケアラー懇談会の実施	要介護高齢者等を介護している家族などの心労をねぎらい、介護に必要な技法や知識を習得できる機会を提供します。
介護者教室の実施	在宅サービスセンターで、介護の方法や食事・健康管理などの講習を実施します。

② 介護と仕事・子育てとの両立支援、ヤングケアラーの支援、介護離職の実態把握

- 親の介護、親の介護と子育てなど、いわゆるダブルケアが社会問題化しています。
- これまでは多様な介護サービスを組み合わせ、適切なケアマネジメントのもとでサービス利用と総合的な支援を行うことによって、本人への支援のほか介護者への負担軽減やレスパイトの支援を行うことを目的の一つとしてきました。
- 多くの介護者は、適切な介護サービスの利用や他の親族との役割分担を調整し、介護をしています。しかし、ダブルケアやヤングケアラーのようなケースにおいては、介護者が孤立して、やむなく離職・退学せざるを得ない場合もあることがわかってきています。
- これまでの在宅介護支援システムや支え愛・ほっとステーションなどの総合相談機能を強化し、一層の支援を行っていきます。
- また、区では子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、相談支援を行っています。
- 一方で、これらのケースは実態が不透明な部分が多いため、様々な相談対応の中で十分な聞き取りを行うほかに各種調査等を活用し実態の把握に努めるとともに、具体的・効果的な支援策の検討を進めていきます。

■主な事業

介護離職ゼロ、ダブルケア等の実態把握の実施	近年、介護と仕事を両立する介護者、小学生以下の子育てと介護を同時に行う介護者、ヤングケアラー等、ケアマネジメントにおいて配慮を要する世帯が増えています。実態把握を行い、ケアマネジャー、介護サービス事業者、介護者への情報提供や普及啓発を実施します。
-----------------------	---



5.

医療と介護の連携推進

キーワード

2024（令和6）年度の医療・介護・障害福祉のトリプル報酬改定

医療ニーズを持つ要介護者への対応の強化

情報連携等に基づく医療・介護連携の推進

エンド・オブ・ライフ・ケアの支援、ACPの推進

背景とねらい

近年の在宅医療、24時間の看護体制、リハビリテーション等の医療ニーズが高い人や認知症高齢者の増加に対し、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによる）かつ継続的な（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のない）サービス提供が求められています。

団塊の世代が2022（令和4）年から後期高齢者となっており、2040（令和22）年度頃まで65歳以上の人口増加が見込まれます。後期高齢者の増加にともない、医療と介護の複合的な支援が必要とされます。在宅患者数は、2040（令和22）年度以降にピークを迎えると言われており、在宅や施設での看取りのニーズの増加も見込まれます。区では、2024（令和6）年度の組織改正により、医師会・病院等との日頃からの連携強化を図り地域医療連携を一層推進していきます。

2024（令和6）年度は、介護報酬、診療報酬、障害福祉サービスの3つの報酬が同時に改定されるトリプル改定の年であり、医療と介護と福祉の連携のさらなる推進が予想されることから、報酬改定の動向も踏まえながら、介護保険制度を運営していきます。

品川区では、在宅介護支援システムによる在宅介護支援センター（地域包括支援センター）を地域包括ケアシステムの要と位置付け、「地域ケア会議」では、区、医師会（かかりつけ医）、歯科医師会（かかりつけ歯科医）、薬剤師会（かかりつけ薬局）、医療機関、訪問看護事業者、介護サービス事業者等との連携・調整を図りながら充実・強化します。

また、医療・介護専門職による意見交換会などの場を設け、一層の多職種連携の強化のための基盤づくりや、入退院から在宅療養に至るまでの切れ目のない在宅医療・介護の提供を進めます。

施策の方向性と主な事業

<医療と介護の連携推進>

施策の方向性	主な事業
(1) 在宅医療に関する普及・啓発等支援策の推進	①区民への在宅医療や看取りに関する情報の周知・啓発 ②本人および家族の希望と意思決定を支えるアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及と推進 ③医療職・介護職の在宅療養に関する研修の実施 ④看取りを行う介護者支援の充実 ⑤ひとり暮らし高齢者等の看取りの支援
(2) 医療と介護の連携体制の強化	①地域ケア体制の推進 ②医療と介護の情報連携の推進 ③入院退院支援の強化 ④認知症施策を通じた医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療に関する普及・啓発等支援策の推進

- 医療と介護の連携を進めるうえで、医療職と介護職が互いの分野について知識を深めることにより、より質の高いサービス提供を目指します。また、区民に対して、在宅療養に関する情報を提供（パンフレットの配布）します。さらに、人生の最終段階において、本人や家族が望む医療や介護について適切な支援が可能となるよう、区民や区内関係機関職員に、eラーニングの活用などによりACPの正しい理解の普及啓発をします。
- そのうえで、本人や家族の意思を尊重し、やがて訪れる最期を穏やかに迎えることができるよう、医療と介護が連携してエンド・オブ・ライフ・ケア※を支援します。

※最期までその人らしく生きることを支援するケア

① 区民への在宅医療や看取りに関する情報の周知・啓発

- 要介護者本人および家族の意向に沿った看取りを適切に進めるために、在宅療養支援病院・診療所、訪問看護ステーション等と連携した、医療面からも十分なアセスメントがなされたケアマネジメントの推進を図ります。
- 区内の介護サービス事業所や病院・診療所・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等をインターネット上で検索できるシステム「品川区介護・在宅医療・障害福祉情報」のさらな

る周知・活用促進を図り、区民に適切なサービス関連情報が行き届くよう支援します。

- 地域の在宅医療や介護の理解を深めることを目的に「品川区療養生活支援ガイドブック『よくわかる在宅医療&介護』」を作成・公表しています。この周知等を通し、在宅療養や看取りに関する正しい知識や心構えなどの啓発を進めます。
- 高齢期になると、病気やケガで入院する機会が増えます。「入退院支援フローチャートパンフレット」を作成・配布し、入院中から退院後の療養先の相談等に活用できるよう周知を図ります。

② 本人および家族の希望と意思決定を支えるアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及と推進

- 自宅や施設で在宅医療を受けながら人生の最期を迎える等、「看取り」を希望する本人および家族が増えています。在宅医療で対応できる範囲が拡大しており、自宅や施設で亡くなる人が増えてきています。かかりつけ医と相談しながら、本人および家族の希望を尊重し、医療職や介護職のサポートを受けながら ACP（アドバンス・ケア・プランニング）※を取り入れられるよう啓発を進めていきます。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：症状が急変した際、例えば延命治療を望むかどうか等、家族や支援者と医療やケアについて本人の意思を予め確認していく過程。

- ACP により本人および家族が意思決定できるよう啓発を行うとともに、医療職・介護職が連携して支援できるよう研修等を行い、在宅医療全般に関する知識と技術の向上を目指します。

③ 医療職・介護職の在宅療養に関する研修の実施

- 人生の最終段階に関わることの多い医療職・介護職に対して、ACP を取り入れた看取りに関する知識、事例、援助的なコミュニケーション、グリーフケア※等、実践的な研修等の学びの機会を提供します。

※グリーフケア：グリーフ（grief）とは、深い悲しみ。身近な人との死別を経験し、深い悲しみにある遺族に寄り添い支援するケア。

- 看取り期は症状の急変が多いため、チームケアが基本となります。急変時の対応について、本人および家族の意思に沿えるよう医療職・介護職、関係機関と情報交換等の機会を提供していきます。

④ 看取りを行う介護者支援の充実

- 2022（令和4）年の我が国の年間の出生数は約78万人で過去最少、一方、死亡数は約157万人で過去最多となり、多死社会が到来しています。今後も、都市部においては後期高齢者人口の増加や病床の不足により、自宅や施設での看取りの増加が見込まれます。
- 要介護者本人だけでなく、看取りを行う介護者の精神的・身体的な不安や負担の軽減や、介護と仕事の両立支援など、介護者支援にも十分配慮したケアマネジメントを行います。

⑤ ひとり暮らし高齢者等の看取りの支援

- ひとり暮らし高齢者や、子ども等がいても頼ることができない高齢者などが増えています。人生の最終段階となり、判断能力が低下して意思決定が難しくなった人には成年後見制度の利用を推進していきます。
- 亡くなった後、遺骨の引き取り手や遺産相続人がいない人が増えています。本人の意思を確実に実行するため、不動産や家財道具の処分等について、判断能力があるうちにあらかじめ任意後見人を指定しておくなど、死後事務委任の利用等を推進していきます。

(2) 医療と介護の連携体制の強化

- 2019（令和元）年に、高齢者支援に係る地域課題や在宅療養に関わる医療と介護連携課題を検討していくため、区内病院を拠点として4ブロックに分けた地域ケアブロック会議を開始しました。多職種連携による顔の見える関係が強化され、日常業務における連携にも効果が見られています。これを踏まえ、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域の医療や介護等の社会資源等を把握し、地域の実情に応じた連携体制を強化していきます。

① 地域ケア体制の推進

- 在宅介護支援システムにおいてこれまで培ってきた、医療と介護の連携体制をさらに強化します。
- これまでも個別ケース等において医療と介護が連携・調整し、入院、退院、在宅療養といった流れの中で、利用者に対する円滑なサービス提供を行ってきました。今後も地域包括支援センターを核とした「地域ケア会議」体制のさらなる充実を図り、庁内外の関係機関連携を強化し、チームケア体制を一層推進していきます。
- 区では、2008（平成20）年度から「医療と福祉の連携のための連絡会」の実施により、顔の見える関係づくりを推進してきましたが、医療・福祉の現場から機会拡充の要望が高まっています。
- そのため、区内医師会等医療機関との協働により医療・福祉相互の制度について学習する機会および意見交換の場を設けるとともに、在宅療養のネットワーク構築を目指して、在宅療養の推進を図っていきます。
- また、在宅医療・介護連携をさらに推進するため、日頃から庁内外の関係部署との連携を強化するほか、推進の役割を主体的・中核的に担うキーパーソンの発掘・育成と配置を検討していきます。

■品川区における「地域ケア会議」体制

調整組織	メンバー構成	役割／担当事項
地域ケアブロック会議	区、在宅介護支援センター、 区内医師会等医療機関、 訪問看護ステーション	サービス供給の基本的枠組みの設定 ・医療との連携のしくみづくり ・地域との連携
支援センター 管理者会	区、在宅介護支援センター	・地区ケア会議間の連絡調整 ・地区間のサービス水準の調整 ・支援センター等の指導
地区ケア会議	区、在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所 介護サービス事業所等 医療関係機関 など	・個別課題の解決 ・地区包括支援ネットワーク構築 ・地域課題の発見・把握 ・地域づくり・資源開発

② 医療と介護の情報連携の推進

- 以前から、区と各在宅介護支援センターはネットワークシステムで結ばれていましたが、2018（平成30）年4月から医療と介護の連携強化を目指し、ICTを活用した情報共有・多職種連携システムの基盤を構築し、ネットワークの拡充により機能の強化を図っています。
- 2024（令和6）年度の介護報酬改定において、在宅・高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化、在宅における医療・介護連携の機能強化、高齢者施設等と医療機関の連携強化、施設や在宅での看取りの対応強化を目指し、既存の加算の増額、提供回数の引き上げ、新たな加算の創設等の見直しが行われました。医療機関・介護事業者に対して、報酬改定の趣旨と内容を理解し、利用者に有用な場合は連携するよう、周知を図ります。

③ 入院退院支援の強化

- 入院時・退院時に、本人の身体状況や疾患・後遺症の程度、必要となる在宅サービス等の内容を、病院関係者と地域の医療・介護専門職が共有することで、切れ目のない在宅医療・介護の提供がより図りやすくなります。
- こうした入院退院支援の強化として、区内の病院（地域連携室）と地域の専門職が、退院支援を円滑に行うための連携強化を図れるよう取り組んでいきます。また、区を越えた入院退院が生じることも多いため、二次医療圏（品川・大田）の病院とも情報共有ができるよう、医師会や行政担当者等と調整を進めます。
- 2024（令和6）年度の介護報酬改定において、要介護者等のより円滑な在宅移行を訪問看護サービスとして推進する観点から、看護師が退院・退所当日に初回訪問することを評価する新たな区分が設けられました。報酬改定を通じて、シームレスな医療・介護の提供が推進されていることから、医療機関・介護事業者に対して、周知を図ります。

④ 認知症施策を通じた医療・介護連携の推進

- 認知症高齢者が住み慣れた地域・我が家での生活を継続するためには、生活支援、社会参加、共生といった社会的な処方に加え、認知症の原因疾患、症状等について、医学的な診断に基づく処方が不可欠です。認知症の早期発見、早期診断など、医療と介護が連携して対応することが重要です。
- 認知症高齢者は、元から患っていた基礎疾患の治療に加え、がん、脳卒中等になることも多く、複数の疾病の治療も必要になります。東京都が指定する認知症疾患医療センターや地域の医療機関や訪問看護事業所等と連携して、認知症の人が在宅診療・相談等を受けられるようにします。



プロジェクト

6

入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

キーワード

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の住宅確保要配慮者の増加
地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護）の整備
医療ニーズのある高齢者への対応（看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、
医療ショートステイ、介護保険施設）

背景とねらい

品川区では、1980年代の早い時期から都市型高齢者施設の重要性に着目して、他区に先駆けて区内に計画的に特別養護老人ホームの建設を進めてきました。一方、区独自の施設として、介護が必要になっても住み続けられる新しい介護専用の入居施設として、中堅所得者層向けのケアホームの整備を行い、高齢期における住まいの選択肢を増やしてきました。

また、認知症高齢者の急増にともない、地域で安心して生活できるよう、2003（平成15）年度より認知症高齢者グループホームの整備を進めてきました。

今後さらなる高齢者人口の増加にともない、施設整備が求められる中、できる限り安心して在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービスの整備を進めるとともに、常時介護が必要となった場合には施設サービスが受けられるよう、今後の必要整備推計をもとにして、心身の状況に応じた多様な施設を整備していきます。

近年、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の住宅確保要配慮者が増加傾向にあります。要介護認定を受け介護サービスを利用するほどに心身状況は低下していないものの、賃貸住宅を借りられない高齢者に対しては、2021（令和3）年度から居住支援事業（入居促進事業・居住支援協議会）を行っています。

施策の方向性と主な事業

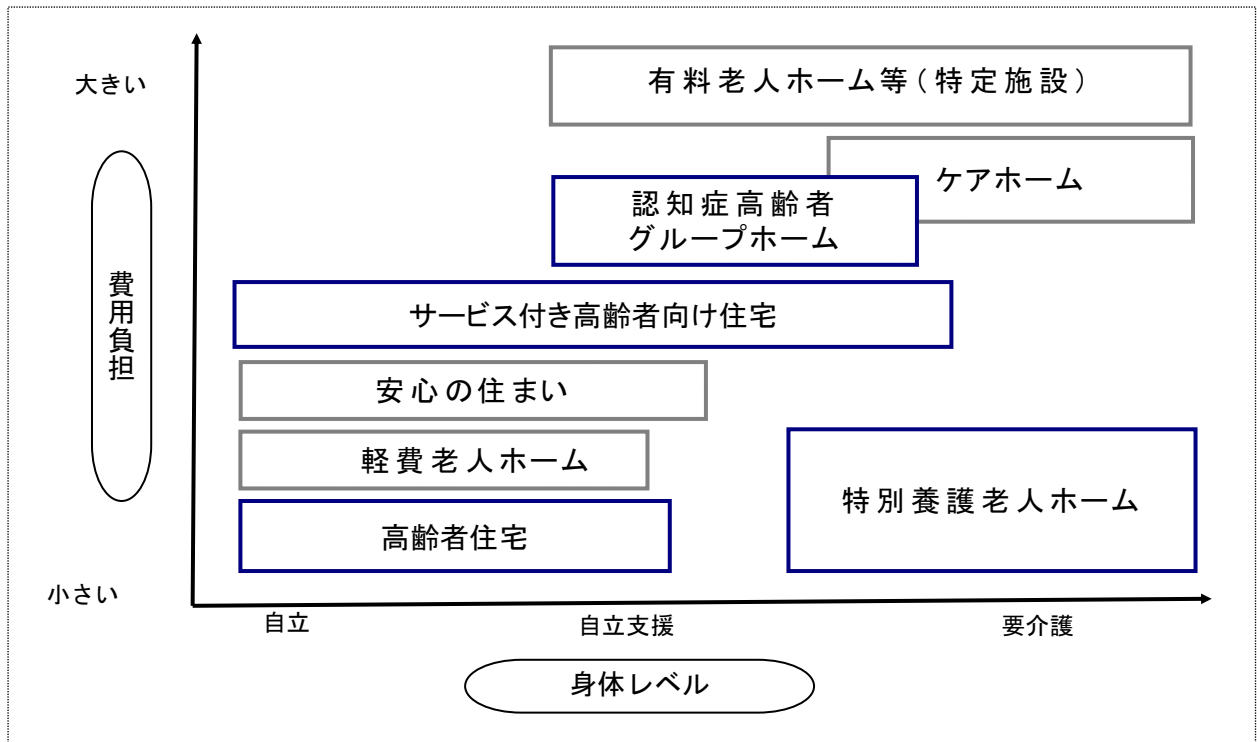
<入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上>

施策の方向性	主な事業
(1) 地域密着型サービスの整備	需要を考慮した地域密着型サービスの整備
(2) 介護保険施設の整備	需要を考慮した介護保険施設の整備
(3) サービス付き高齢者向け住宅、 有料老人ホーム等（特定施設） の整備	質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備
(4) 施設サービス向上の取り組み	施設のサービス向上への取り組みの継続支援
(5) 居住支援事業の取り組み	入居促進事業・居住支援協議会

<基本方針に基づいた住宅・施設整備>

- これまでの区における世論調査やアンケート調査などでは、在宅での生活を希望する意見が多数を占めていることから、在宅生活を支援するサービスの充実とともに、在宅での生活が継続できなくなった場合には施設入所の目途が立てられるようにすることを基本としています。
- 今後の社会経済状況などを見据え、個人の身体状況や負担能力に応じた施設や、日常生活に不安がある高齢者が安心して生活できる住宅の整備を支援します。
- 地域包括ケア推進のため、地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護施設の整備について検討します。
- 今後ますます増加が見込まれる、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対応し、バリアフリーや見守り機能が充実した「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を支援し、家賃助成を行うことで入居者の負担を軽減します。
- 在宅生活の継続が困難になった場合のセーフティネットとして、特別養護老人ホームの整備を検討します。
- 住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者(高齢者・ひとり親世帯・障害者・低所得者)の方に対する住まいの確保を支援するため 2021（令和3）年11月から、住宅確保要配慮者入居促進事業を開始しました。

■介護サービス等と費用負担から見た住宅・施設の特徴



(1) 地域密着型サービスの整備

- P63 の推計のとおり、区内の認知症高齢者の増加が見込まれることから、家庭的な環境で支援を行う認知症高齢者グループホームについては、地域における認知症ケア推進に向けた重要なサービスと位置付け、必要なサービス量や地域のバランスを踏まえて整備を推進していきます。
- 小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域・我が家での介護生活の継続を支える「地域包括ケアシステム」の主要なサービスとして整備を推進します。また、医療ニーズを有する高齢者の増加にともない、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備も推進していきます。

① 需要を考慮した地域密着型サービスの整備

- 地域での生活を支える認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、運営状況や整備の効果を見極めながら、計画的な地域密着型サービスの整備を進めていきます。特に、認知症高齢者グループホームは、既存施設において計画期間内で定員増を計画していますが、さらに一定量(100人程度)の整備を目標とし、積極的に進めていきます。
- 整備にあたっては、これまで認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の併設を基本に、日常生活圏域13地区に各1カ所の整備を進めてきました。今後、高齢者人口の

増加にともない、さらなるニーズが見込まれることから、必要に応じて各地区に複数箇所の整備も視野に入れつつ、事業者が整備しやすい支援策を検討していきます。

■小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備状況(第八期まで)

種 別	第八期までの整備状況 ～2023(R5)
小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅 介護	13 日常生活圏域のうち8 圏域に 12 ヲ所 322 人分を整備 (品川第1、大崎第1、大井第1、八潮、大井第3、荏原第2、荏原第 4、荏原第5)
認知症高齢者 グループホーム	13 日常生活圏域のうち8 圏域に 14 ヲ所 252 人分を整備 (大崎第1、大井第1、八潮、大井第3、荏原第1、荏原第2、荏原第 4、荏原第5)

■小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備計画(第九期以降)

種 別	第九期			第十期以降
	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)～
小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅 介護	目標 必要なサービス量や地域バランスを踏まえて、 整備を推進していきます。			
認知症高齢者 グループホーム				

(2) 介護保険施設の整備

- 在宅での生活が困難となった場合のセーフティネットとして、高齢者人口の増加を踏まえ、量的な拡充を図りつつ整備を推進していきます。

① 需要を考慮した介護保険施設の整備

- セーフティネットとしての特別養護老人ホームについては、今後の高齢者人口の推移に合わせてサービス量を適切に見込みつつ、限られた資源を十分に活用しながら計画的な整備を検討していきます。
- 第九期は、東大井三丁目都有地における新規開設および品川区立八潮南特別養護老人ホームの増改築による2 ヲ所の整備を予定しています。また、第九期以降に新規開設予定である国家公務員宿舎小山台住宅等跡地について、整備に向けた計画を進めていきます。
- 区ではこれまでも、「入所調整会議」を設置して優先度の高い区民から入所ができるしくみにしていましたが、これからも介護期間や介護者の状況等を考慮し、適切に入所ができるしくみを運営していきます。

■プロジェクト6：入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

- 区内の特別養護老人ホームにおいては、グループケアまたはユニットケアを採用しているほか、すべての特別養護老人ホームで施設職員による自主的なサービス向上の取り組みが継続的に実施されるなど、ケアの質の向上にも積極的に取り組んでいます。
- 自立支援、介護予防のためには機能訓練やリハビリテーションの充実が重要であるため、介護老人保健施設との連携による適切なサービス提供体制を強化していきます。また、在宅療養の需要に対し、介護老人保健施設の充実のほか、医療系ショートステイの確保などに努めていきます。

■入所施設の整備状況(第八期まで)

種 別	第八期までの整備状況 ～2023(R5)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	区内 12 ヲ所 (計 973人)
介護老人保健施設	区内 2 ヲ所 (計 200 人)
介護医療院	区内 1 ヲ所 (計 252 人)

■入所施設の整備計画(第九期以降)

種 別	第九期			第十期以降
	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)～
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	—	東大井三丁目都 有地における特 別養護老人ホ ーム等整備計 画 (105 人)	品川区立八潮 南特別養護老 人ホーム増改 築計画 (52人 程度)	小山台住宅等 跡地における 福祉施設等 整備計画(70 人～90 人程 度)
介護老人保健施設	—	—	—	—
介護医療院	—	—	—	—

(3) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等(特定施設)の整備

- 加齢にともなって身体機能が低下した場合、介護サービスや様々なサービスを利用するほか、住まいの住み替えが必要な場合があります。
- 2011（平成 23）年 4 月に高齢者住まい法が改正され、高齢者の居住の安定を確保することを目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の安心を支える 24 時間見守りサービスなどを提供するバリアフリー構造の住宅です。
- 区では、1990 年代から高齢者住宅を整備し、さらに軽費老人ホームや、心身能力が自立した時期からの入居が可能な「安心の住まい（ケアハウス）」を合わせ、高齢者の住まいを整備してきました。必要になった際には訪問介護サービス、通所介護サービス、在宅医療等を外部から提供し、在宅生活を支援しています。

① 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

- 区内 2 ヲ所のケアホームは、それぞれに利用者の自己負担額の軽減のしくみを講じています。また、区内 3 ヲ所のサービス付き高齢者向け住宅でも家賃助成を行っています。
- 第八期には、特定施設（有料老人ホーム）6 ヲ所が品川第 1 地区、大崎第 1 地区、大崎第 2 地区、大井第 1 地区に開設しました。
- ひとり暮らし高齢者が増加していることから、介護が必要になっても住み続けられる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を促進します。また、有料老人ホーム（特定施設）は、東京都と情報共有を行い、引き続き質と量の両面から適切な誘導を図ります。

■高齢者の住まいの整備状況(第八期まで)

種 別	第八期までの整備状況 ～2023(R5)
高齢者の住宅	従来型高齢者住宅 10 ヲ所、サービス付き高齢者向け住宅 5 ヲ所 区内 15 ヲ所（計 398 戸） ※特定施設の 2 ヲ所は除く
有料老人ホーム等 （特定施設）	区内 19 ヲ所（計 1,142 人。うち地域密着型 1 ヲ所、29 人）

■高齢者の住まいの整備計画(第九期以降)

種 別	第九期			第十期以降
	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)～
高齢者の住宅	方針 地区の需要および事業者の参入状況をみながら整備を検討していきます。			
有料老人ホーム等 （特定施設）				

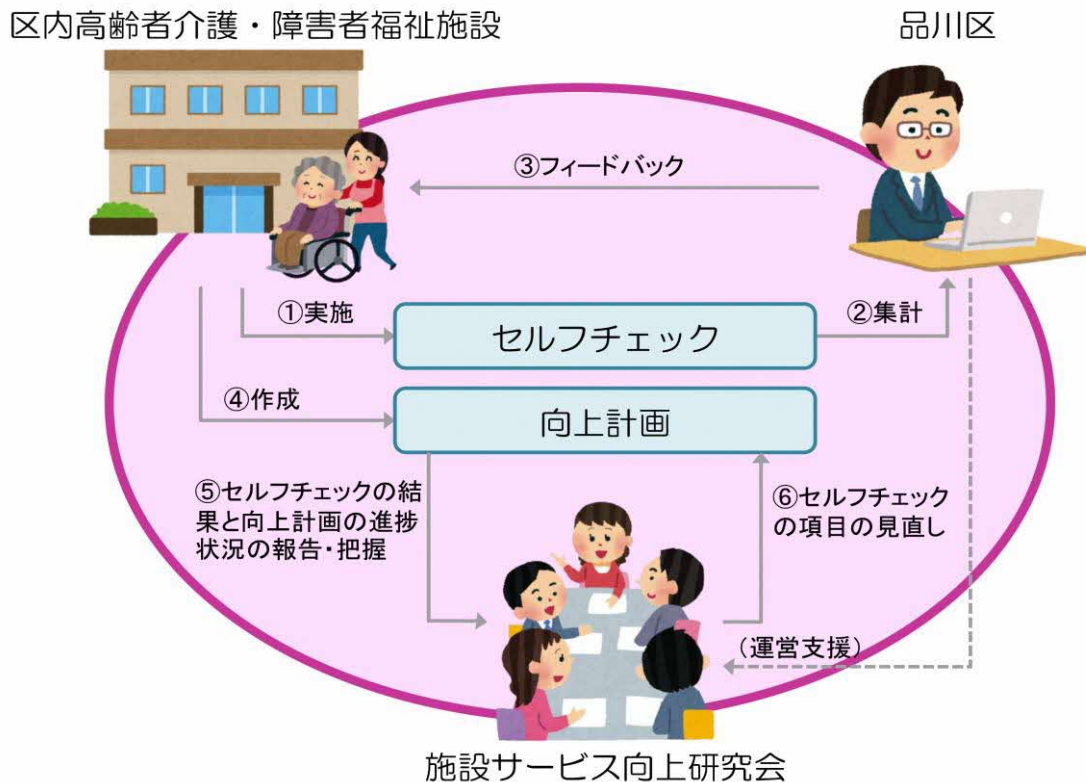
(4) 施設サービス向上の取り組み

- 区はセーフティネットとして、計画的に区内の施設整備を進めてきた結果、入所者・入居者数は年々増加しています。
- 入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、区は、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより質の高いケアが提供されることを重視しており、2003（平成 15）年度から介護施設の自主的な取り組みである「施設サービス向上研究会」を継続的に支援してきました。
- 2013（平成 25）年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等も参加しています。国の介護報酬改定の参考事例となるなど、区内外で注目を集めています。引き続きサービスの向上に取り組んでいきます。

① 施設のサービス向上への取り組みの継続支援

- 2003（平成15）年度に区内の高齢者介護・障害者福祉の施設による自主的な取り組みとして「品川区施設サービス向上研究会」が立ち上げられました。
- 品川区施設サービス向上研究会では、施設の職員が自らの施設について100以上の項目の達成状況を評価するセルフチェックを実施し、入所者の自立支援、人権擁護、質の高いケアの提供などを目標として、施設の経営者から職員までが一体となって、サービスの向上と改善に組織的に取り組んでいます。
- セルフチェックは2023（令和5）年度で21年目となり、毎年内容を見直しながら実施することによって、サービスの質の担保に大きく貢献しています。これからも新規施設に参加を呼び掛けるなど、区内全体でサービスの質が向上するよう、取り組みを進めます。

■施設サービス向上研究会



(5) 居住支援事業(入居促進事業・居住支援協議会)の取り組み

- 住まいは生活の基盤ですが、高齢者は、家賃の不払い、認知症等によりルールに沿ったゴミ出しが困難になる、孤独死等の懸念から、住宅の賃貸を断られることも少なくありません。近年、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等、住宅確保要配慮者が増加傾向にあります。
- こうした現状に鑑み、区は、住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者(高齢者・ひとり親世帯・障害者・低所得者)の方に対する住まいの確保を支援するため、2021（令和3）年11月から、住宅確保要配慮者入居促進事業を開始しました。不動産事業者と連携し、民間賃貸

住宅を提供した賃貸人、不動産事業者の方に、区より協力金を支払うことで、住宅確保要配慮者が入居を断られない物件の増加を図ります。

- また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、品川区居住支援協議会を設置しています。居住支援協議会とは、高齢者やひとり親などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、民間賃貸住宅を活用した効果的な居住支援の推進を図るために設置された機関です。



7

プロジェクト

7. 介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上

キーワード

生産年齢人口（15～64 歳）の減少、介護職員の不足、参入の促進
働きやすい環境整備、業務の効率化・簡素化

背景とねらい

厚生労働省の社会保障審議会資料（2023（令和 5）年 9 月）によれば、全国で必要とされる介護職員は、2025（令和 7）年度には約 243 万人、2040（令和 22）年度には約 280 万人の介護職員が必要と見込まれています。東京都において、2025（令和 7）年度には約 3 万 1 千人の介護職員の不足が見込まれ、この需給ギャップを埋めるため、引き続き中長期的な視点で介護人材の確保等対策を総合的に推進していく必要性が示されています（2023（令和 5）年度第 2 回東京都高齢者保健福祉施策推進委員会 別冊資料「東京の高齢者と介護保険 データ集」（2023（令和 5）年 6 月））。また、品川区は将来、生産年齢人口（15～64 歳）は 2030（令和 12）年をピークに減少に転じる一方、老年人口（65 歳以上）は 2060（令和 42）年までの推計期間中一貫して増加するとされており（品川区総合実施計画（2022（令和 4）～2024（令和 6）年度））、担い手自体が不足することが懸念される中でいかに介護人材を確保、育成していくかという視点が極めて重要です。

こうした中、若年層、子育てを終えた層、高齢者層などの様々な層や他業種からの新規参入の促進、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、外国人介護職員の受け入れ環境の整備といった様々な取り組みに、引き続き区として一体的に取り組む必要があります。さらに、介護・福祉職員の新規確保が困難である背景に鑑み、業務の効率化・簡素化をより一層推し進めていくことも重要となります。

区では、区社会福祉協議会が 1995（平成 7）年に設立した品川介護福祉専門学校を支援し、介護福祉士の養成を継続的に行ってきました。区の修学資金貸付制度の活用により、福祉現場の就労へもつなげ、多くの介護・福祉職員を輩出しています。今後も将来を見据えて、介護・福祉職員の確保・育成を継続していくことが重要です。

介護保険サービスの継続的な体制確保のため、介護・福祉職員の確保・育成に資する施策を引き続き実施していきます。

施策の方向性と主な事業

<介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上>

施策の方向性	主な事業
(1) 多様な介護・福祉職員の確保・育成	①多様な看護・介護などの福祉職員の確保・育成 ②介護職の離職防止および定着支援
(2) 地域福祉の担い手の確保・育成	①地域福祉の担い手の育成と支援 ②支え合い活動の普及啓発と参加の促進
(3) 業務の効率化、質の向上の推進	①事務手続きの簡素化 ②ICT、センサー等の導入助成

(1) 多様な介護・福祉職員の確保・育成

- 区では介護職員やケアマネジャーの不足が顕在化しており、今後もサービス需給量の増加が見込まれる中、介護・福祉職員の確保は重要な課題となっています。多様な職員の確保について、中長期的な職員の確保・育成を行うことが必要です。
- 区では2021（令和3）年から2022（令和4）年にかけて、人材需給シミュレーションや区内法人へのヒアリング、介護職員を対象とした意見交換会など様々な実態把握、検討の取り組みを行い、これに基づき今後、区や地域の法人が実施すべき取り組みを「品川区介護職員確保戦略」としてまとめました。今後、本戦略に記載した取り組み（案）も踏まえ、具体的な検討を進めていきます。

■「品川区介護職員確保戦略作成」分析等報告書 今後の取り組み

目的	テーマ	取り組み
参入促進	業界を知る、興味をもつ	● 小中学生向けの啓発教材の開発 ● 学校向け出前授業の実施 ● 品川介護福祉専門学校の定員充足率向上に向けた取り組みの実施

	法人を知る	● 求職者目線での情報提供が行われる仕組みの整備 ● 品川区独自の「認証評価制度」の導入 ● ターゲット別の合同就職説明会の定期的な開催 ● オンライン施設見学・説明会の実施 ● 職場体験・インターンシップの実施 ● 採用に関する法人間連携のあり方の検討・ノウハウ共有に向けた場の設置
	口コミ・発信をする	● 地域としてのリファラル採用（社員紹介採用）の取り組みの推進
離職防止・定着	人間関係	● 法人横断型の相談窓口の整備 ● 法人の経営者・管理者、現職の介護職員と求職者や学生が気軽に交流することができる場や機会の創出
	ライフイベント	● 介護職として働く子育て世代向けの託児所整備 ● 離職時に関係性が切れないようにする仕組み作り ● ライフイベントで離職した方向けの復職支援プログラムの設計
	理念・運営方針	● 経営者・管理者、介護職員が気軽に交流することができる場や機会の創出
	キャリア不安・育成制度	● 共同研修や勉強会の実施 ● 品川区独自のオンライン研修教材の整備 ● 管理者やリーダーのマネジメント力の育成・向上に向けた研修の実施
	人事評価・処遇・住宅支援	● 介護職員の表彰制度の導入 ● 住宅支援制度の継続・拡充
	身体的・精神的負担感	● 業務のアウトソースや介護助手等の活用の推進 ● ICT・デジタル技術活用に関する法人間の情報共有 ● 法人間連携によるバックオフィス業務の効率化の検討
	労働条件	● 職員の勤務時間帯や時間数等の求職者の希望を反映できる制度の導入
	その他	● 法人の垣根を越えて、品川区内で働く介護職員が集まり、つながれる場づくり ● 各法人の取り組みやノウハウを共有する場の検討
再入職・復職		● 区内の潜在介護人材のニーズの把握 ● 潜在介護人材向けの情報発信の強化 ● 潜在介護人材とのネットワークの構築（離職時に関係性が切れないようにする仕組み作り） ● 潜在介護人材向けの復職支援プログラムの設計

① 多様な看護・介護などの福祉職員の確保・育成

- 介護職員による医療行為の実施が適切かつ安全に運用されるようにするため、介護職員の研修体制や内容等について情報収集を行い、介護サービス事業者へ適切に情報提供を行っていくなど、人材育成支援を進めています。
- 区では、2002（平成14）年度から介護・福祉職員の育成拠点として「品川福祉カレッジ」

を品川介護福祉専門学校に開設しました。ここでは、組織的な研修の必要性を踏まえ、管理者クラスのケアマネジャー、主任ヘルパー等の育成に重点をおきながら介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

- 品川介護福祉専門学校では、2007（平成19）年に社会福祉士養成コースを設置し、高齢者や障害者などの高い専門性が必要とされる住民からの相談に応えられる職員を養成しています。また、2016（平成28）年から「介護福祉士実務者研修コース」を開設し、介護職員のキャリアアップを支援しています。近年、入学者が定員に満たない状況であることから、定員充足率の向上に向けた各種取り組みを行う専任職員の配置支援等を行っており、引き続き運営法人である社会福祉協議会および学校との連携強化、職員確保支援を進めます。
- 外国人介護職員の雇用に関し、現地面接から受け入れにかけてのアドバイス等を行うとともに、モデル事業者への支援を通じて先行事例を作ること、採用システムの構築と区内全体への展開を目指します。また、既存の区民住宅や賃貸住宅を活用し、雇用主の懸念事項である外国人介護職員の住居の確保について、経費面での負担軽減を図ります。
- 慢性的な介護職員の不足に対応するため、品川介護福祉専門学校や NPO 法人などと連携し、資格取得や職員育成のための研修事業などを実施します。また、既存の介護職員の需給推計ワークシート等を活用し、区内の介護職員が将来的にどの程度不足するかについての検証に取り組みます。

② 介護職の離職防止および定着支援

- 適切な支援により介護職員の離職を防げる可能性があるため、様々な要因を検証して適切な支援を検討します。この際には、介護職員に対するハラスメントが近年課題となっていることを踏まえ、その有無や影響についても併せて把握し、検討を行います。
- 品川介護福祉専門学校の機能を活用し、現任者の就業継続・人材定着のため、看護・介護の専門的な知識やノウハウの提供など、研修事業等の充実を図っていきます。
- 区では特に、現任者の就業継続を重視し、看護・介護の専門的な知識やノウハウの提供に加え、対人援助技術に関する研修実施や ICT の活用等による負担の軽減と生産性の向上を支援していきます。
- 2024（令和6）年の介護報酬改定では、これまでの処遇改善加算をさらに増額する改定が行われることとなりました。介護サービス従事者の給料手当は、基本的に介護報酬で賄うべきものと考えていますが、他業種との平均給料との格差は顕著であり、東京都は独自の賃金アップの事業を打ち出しています。区としても、区内におけるサービス提供基盤をしっかりと確保するため、2024（令和6）年に、介護・障害福祉サービス居住支援手当を独自に創設しました。今後も区内事業者と意見交換を行いながら、支援策を検討・実施していきます。

■主な事業

介護職員初任者研修等受講費助成	区内在住・在勤の方の介護職員初任者研修等受講費の一部を助成します。
遠隔地からの人材確保支援	都外の遠隔地から職員を採用する際に、採用にかかる経費の一部を助成します。
特別養護老人ホーム等における看護・介護職員確保支援	特別養護老人ホーム等において、紹介派遣を活用した看護・介護職員を雇用した場合にかかる紹介料を一部助成します。
保健師等資格所有者採用促進助成	利用者の様々なニーズに対応することを目的として、居宅介護支援事業所に保健師等有資格者を配置する場合に、職員確保にかかる経費の一部を助成します。

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、介護に関わる職員のみならず、多様な担い手の確保が重要となります。他方、介護予防の観点から、地域住民や高齢者自身が、自身の経験を活かした主体的・積極的な地域活動に参画することが求められています。
- 区にはこれまでに培われた多様な地域活動があり、支え合い活動を核としながら、区民の地域活動への参画を推進していきます。
- また、品川介護福祉専門学校が実施する「すけっと品川養成講座」により、介護者の介護技術や地域でのボランティア活動における支援のスキルアップ等を図っています。区は引き続き実施を支援し、地域における新たな介護・福祉職員、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の確保に努めていきます。

① 地域福祉の担い手の育成と支援

- 互助による支え合いを推進するため、地域や団体の特性に応じた支援を行います。
- 地域福祉を推進する多様な協働の形を構築するため、地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的・安定的に行われるように活動を支援します。
- 地域福祉の核に位置付けられる区社会福祉協議会の活動を支援するほか、民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉法人、NPO 法人等の地域の課題を解決し地域福祉に貢献する多様な活動の担い手の支援・育成・協働を推進します。
- こうした地域活動の立ち上げ、継続にあたっては、地域医療介護総合確保基金における事業（ボランティア活動へのポイント付与、地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業等）の適用についても、必要に応じ検討を進めます。

② 支え合い活動の普及啓発と参加の促進

- 地域住民や学校の児童・生徒に対し、介護や介護の仕事の理解促進を図ります。
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成に取り組みます。
- 介護未経験者に対する研修支援を行います。
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化を図ります。

■主な事業

介護職員初任者研修等受講費助成（再掲）	区内在住・在勤の方の介護職員初任者研修等受講費の一部を助成します。
---------------------	-----------------------------------

(3) 業務の効率化、質の向上の推進

- 介護事業における生産性の向上（業務効率化や働き方の改革など）に向け、サービスの持続的な体制確保が必要になっています。介護保険施設・事業所からの行政（保険者）に対する各種届出等の事務手続きの簡素化を、サービスの質を担保しながら進めるとともに、ICT、センサー等を活用することによる介護保険施設・事業所の業務効率化と質の向上に資する支援の充実を推進していきます。

① 事務手続きの簡素化

- 介護サービス事業者の各種届出においては、書類のやり取りなど煩雑な業務が課題となっていることから、押印の廃止や必要書類の削減を行い、負担軽減を図ってきました。
- また、届出方法は、国が進める電子申請・届出システムを2026（令和8）年度から実施することが原則となるため、これに向けた事業者への周知、必要な準備の支援等を行い、効率化を目指します。
- 要介護認定申請においては、今後も申請の増加が見込まれるため、申請への対応を遅滞なく適正に実施できるよう、品川区介護認定審査会の簡素化、認定事務の効率化について検討していきます。

② ICT、センサー等の導入助成

- 区立の地域密着型多機能ホームにおいて、ICTによるケアサポートシステムの導入を支援し、利用者の生活支援および職員の負担軽減を図ります。併せて効果検証を行い、今後の展開を検討していきます。



8

非常時（感染症・災害）への対応・対策

キーワード

新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえた感染症対策の継続
防災と福祉の連携強化、「避難行動要支援者名簿」の作成（更新）・適正な管理
福祉避難所の拡充や避難所施設運営事業者との連携の強化

背景とねらい

新型コロナウイルス感染症への対応、また全国各地で多発する災害への対応は、引き続き重要な課題と位置付けられます。

新型コロナウイルス感染症は、2023（令和5）年5月に「5類感染症」に位置付けられ、感染対策も個人・事業者の判断を基本とするように変更されました。一方で、高齢者は感染症における重症化リスクが高いとされていることから、特に保健福祉分野では、これまで強化・継続してきた感染症対策の内容を踏まえ、引き続き感染症予防に関する備えを継続的に行うことが大切です。同時に、感染症流行時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を確保しつつ、介護事業者の職員が安全に、安心して介護サービスを提供できるよう対策を講じていくことも、区内のサービス提供体制の安定に資する重要な取り組みであることから、品川区として推進していく必要があります。

また、地震・台風・豪雨といった様々な災害は近年でも複数回発生し、その被害も甚大なものとなっています。区でも、首都直下地震が起こった場合、区内のほとんどの地域で震度6強の揺れが起こると想定されているなど、災害対策は重要な課題と位置付けられます。こうした地震対策のほか巨大台風などによる風水害対策も視野に入れ、災害発生時にも支援が必要な区民、特に要配慮者（要介護高齢者等）が適切に避難し、被災後の生活を送れるよう、平時からの対策を進める必要があります。

こうした感染症・災害時対応の体制整備を、区や在宅医療・介護を担う専門職、地域住民等の力を結集して進められるよう、支援していきます。

施策の方向性と主な事業

<非常時（感染症・災害）への対応・対策>

施策の方向性	主な事業
(1) 感染症対策への備え	①感染症予防対策の普及・啓発 ②介護事業者への感染症予防対策への支援 ③感染症対策のための事業継続計画（BCP）に関する事業者への支援
(2) 災害時（地震・風水害）の体制整備	①避難行動要支援者名簿の作成・提供 ②品川区避難支援個別計画書の作成 ③福祉避難所の物資備蓄 ④災害対策のための事業継続計画（BCP）に関する事業者への支援

(1) 感染症対策への備え

- 高齢者は感染リスクが高いとされていることや、通所系事業所、入所・入居系施設では一度感染症が発生するとクラスターとなるリスクも高いことから、これらの事業所・施設の感染症予防対策には大きな負担がかかってきたところです。これらの経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に限らず感染症の流行時には、迅速かつ適切な対応がとれるよう、日頃から感染症予防対策の普及啓発や関係機関の連携強化に努めるなど、非常時における対応力の強化を推進していきます。

① 感染症予防対策の普及・啓発

- 新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設等では引き続きマスクの着用が推奨される等、状況に応じた適切な対応が必要となります。こうした背景を踏まえ、区民や介護事業者のオンラインでできる活動、手指の消毒等感染症予防対策の推進等、引き続き新しい生活様式の普及・啓発に努めます。

② 介護事業者への感染症予防対策への支援

- 介護事業者への支援に関しては、これまでもマスク・消毒液などの衛生用品の配布、介護サービス業務継続支援金の支給、通所介護事業所等における2区分上位報酬算定に対する利用者自己負担の軽減、介護サービス事業従事者等へのPCR検査の実施、抗原検査キットの配

布など、様々な取り組みを行ってきました。今後も区内介護保険サービスの提供が支障なく継続されるよう、その時々ニーズに応じた支援策を検討・実施していきます。

- 新型コロナウイルス感染症を含め、今後新たな感染症が生じた場合にも、高齢者施設等がこれら感染症への適切な対応が行えるよう、区として適切な支援を迅速に行う必要があります。そのため、区の感染症対策関係部署（保健予防課）をはじめとする庁内関係部署、関係機関と必要に応じ平時から連携を図っていきます。
- さらに、区内感染症対策のさらなる向上に向けて、今回の新型コロナウイルス感染症対応の検証、およびこれを踏まえた区内の健康危機管理体制の整備検討を、引き続き区医師会と連携して進めていきます。

③ 感染症対策のための事業継続計画（BCP）に関する事業者への支援

- 2021（令和3）年度介護報酬改定により、介護サービス事業者において感染症や災害が発生した際もサービスを安定的・継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）の策定および研修、訓練の実施等が2024（令和6）年4月以降義務化されました。
- 区では、各事業者が策定したBCPが有事にも十分機能するよう、庁内防災担当部署とも必要に応じ連携を図りながら、事業者への日頃からの必要な助言・支援を行っていきます。

(2) 災害時(地震・風水害)の体制整備

- これまでの災害経験を踏まえ、地震対策のほか近年の巨大台風などの風水害対策も視野に入れ、災害時に自身で避難することが困難であり、円滑・迅速な避難のため特に支援を要する高齢者・障害者等（避難行動要支援者）の状況を的確に把握し対応していくため、日頃からの実態把握に努めるとともに、緊急時における対応の役割分担を明確にしておくなど連携体制の強化を図り、不測の事態に備えていきます。
- 災害発生時に避難行動要支援者等が迅速に避難することができるよう、品川区避難支援個別計画書の作成により具体的な支援者や避難所の確認を、引き続きケアマネジャーやサービス事業者等と連携し丁寧に行っていきます。また、福祉避難所の拡充や避難所施設運営事業者との連携を強化し、適切な福祉避難所のあり方の検討を行っていきます。

① 避難行動要支援者名簿の作成・提供

- 避難行動要支援者を把握した「避難行動要支援者名簿」を作成（更新）するとともに、個人情報取り扱いに配慮した適正な管理を行います。
- 名簿は、災害発生時またはそのおそれがある場合に関係者へ提供し、対象者の安全確保に向けた迅速な対応の実現につなげていきます。

② 品川区避難支援個別計画書の作成

- 区は、避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするため、日ごろからの居宅介護支援にかかる情報を基にケアマネジャーを中心とした委託により、避難行動要支援者ごとに支援者や支援方法等を定めた「品川区避難支援個別計画書」の作成を進めます。
- この計画書は、避難行動要支援者（要介護高齢者）のほか要支援者についても、状況把握のため作成対象とし、該当者の状況変化に応じて随時見直し・更新を行っていきます。また、対象者の同意のもと、地域の防災区民組織等関係者との連携や調整に努めていきます。

③ 福祉避難所の物資備蓄

- 台風による土砂災害の発生に備え、土砂災害警戒区域居住の要介護高齢者を受け入れるため、2022（令和4）年7月、2023（令和5）年6月および9月に福祉避難所の開設準備・開設を行いました。こうした経験も踏まえ、災害発生時において特別養護老人ホーム等が福祉避難所として、区民避難所等への避難およびその後の生活が難しい要介護高齢者等の受け入れを適切に行えるよう、施設運営法人と役割分担や運営のあり方について連携強化を図っていきます。
- 備蓄品等については消費期限による更新（物品の入れ替え等）と合わせ、高カロリー食品・アレルギー対応食品への切り替えや、さらに必要な資機材としてLEDランタンの導入や感染症対策、個人のプライバシーを確保するためのテント等、多様化、省スペース・省エネ化にも対応した避難所運営が行えるよう整備し、災害時の対応力向上を推進します。

④ 災害対策のための事業継続計画（BCP）に関する事業者への支援

- 2021（令和3）年度介護報酬改定により、介護サービス事業者において感染症や災害が発生した際もサービスを安定的・継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）の策定および研修、訓練の実施等が2024（令和6）年4月以降義務化されたところです。
- 区では、区内NPO法人と協働し地域連携推進事業として、区内介護サービス事業者のBCP策定支援を行ってきましたが、今後は策定したBCPが有事にも十分機能するよう、庁内防災担当部署とも必要に応じ連携を図りながら、事業者への日頃からの必要な助言・支援を行っていきます。

■各地区における在宅介護支援センターおよび主なサービス提供施設等の配置

令和6年3月末現在

日常生活圏を 集約する基本圏域 日常生活圏域	品川地区		大崎地区		大井・八潮地区		大井西地区		荏原西地区		荏原東地区		
	品川第1	品川第2	大崎第1	大崎第2	大井第1	八潮	大井第2	大井第3	荏原第1	荏原第2	荏原第3	荏原第4	荏原第5
支え愛・ほっとステーション（日常生活圏域と同じ13地区の地域センターに設置）													
在宅介護 支援センター 〔20カ所〕	台場	東品川 東品川第2	上大崎 西五反田	大崎	南大井 南大井第2	八潮	大井 大井第2	西大井	荏原 小山台	小山	成幸 大原	中延 大原	戸越台 杜松
認知症対応型 通所介護 〔12カ所、144名〕		東品川SC 12	西五反田SC 8	大崎SC 12	月見橋の家 24	ミモザ 品川八潮 12	大井SC 12		荏原SC 10	小山の家 10	成幸SC 10	中延SC 12	戸越台SC 10 くおりあ 湯〜亀 12
認知症高齢者 グループホーム 〔14カ所、252名〕 ※整備後15カ所、288名			carna五反田 27 GH東五反田 18		GH東大井 9	GH八潮南 27(18+9) ミモザ 品川八潮 9		ロイヤル西大井 18 GH大井 9 花物語 しながわ 18	アースサポート GH武蔵小山 27 小山台住宅等 跡地複合施設 27	GH小山 9 きらら 品川荏原 27		ロイヤル中延 27	GHソラスト ふたば 18 GH杜松 18
小規模多機能型 居宅介護 〔10カ所、264名〕 ※人数は登録定員数 ※整備後29名増	おもてなし 29		carna五反田 29 東五反田 倶楽部 25		東大井倶楽部 25 大井林町 倶楽部 25	けめともの家 品川八潮 29		花織 しながわ 29		小山倶楽部 20		ぶらりす 湯〜亀 24 ぶらりす 湯〜亀SUN 29	
看護小規模型居宅介護 〔2カ所、58名〕 ※人数は登録定員数								けめともの家 カンタキ西大井 29	小山台住宅等 跡地複合施設 29				杜松倶楽部 29
特別養護老人ホーム 〔12カ所、973名〕 ※整備後14カ所、1,200〜1,220名 （※は地域密着型）	グランアーク みつほ 81	晴楓 80	上大崎 102		東大井三丁目 都有地活用 105(予定)	かえて荘 80 八潮南増改築 141(89+52)(予定)		ロイヤルサニー 60	荏原 120 小山台住宅等 跡地複合施設 70〜90(予定)		成幸 80 平塚橋 100	中延 80	戸越台 72 *杜松 29
介護老人 保健施設 〔2カ所、200名〕	ソピア御殿山 100				ケアセンター 南大井 100								
介護医療院 〔1カ所、252名〕									康済会 介護医療院 252				
有料老人ホーム等 （特定施設） 〔17カ所、1,032名〕	サニーライフ 北品川 66 チャームプレミア グラン御殿山 36 チャームプレミアグ ラン御殿山弐番館 63 チャームプレミア 御殿山参番館 60	ボンセジュール 東品川 49 ニチイホーム 南品川 66	グッドタイム 不動前 67 チャームプレミア グラン池田山 32	ファミリア ガーデン品川 29 ニチイホーム 不動前 91 アズハイム 品川 99	ニチイホーム 南大井 81		まどか西大井 60 アライブ 品川大井 58 ケアホーム 西大井(特定) 48		ウエリナ 旗の台(特定) 67				グランダ 大井町 60
ケアハウス（特定施設） 〔2カ所、110戸〕 （※は地域密着型）			ケアホーム 西五反田 81		*ケアホーム 東大井 29								
軽費老人ホーム （A型）ケアハウス 〔3カ所、129戸〕		東海ホーム 50	さくらハイツ 西五反田 43		さくらハイツ 南大井 36								
サービス付き 高齢者向け住宅 〔5カ所、179戸〕			carna五反田 21		大井林町 高齢者住宅 90			そんぼの家S 西大井 48		ケアホスピタル 西小山 5		コムニカ 15	
高齢者住宅 〔10カ所、219戸〕		東品川わかくさ荘 50 パレスガル 53			八潮わかくさ荘 40		大井倉田 わかくさ荘 8	グレース マンション 12				メゾン華秋 14 バンブーガーデン 13 オーク中延 8	カガミハイツ 11 アソミマンション 10

※「ケアホーム西五反田」「ケアホーム東大井」は特定施設の指定を受けた軽費老人ホーム（ケアハウス）です。
※「さくらハイツ西五反田」と「ケアホーム西五反田」は一体の施設として軽費老人ホームと特定施設の届出をしています。
※「ケアホーム西大井」「ウエリナ旗の台」は特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅です。

（注）施設名の下に数字は各施設の定員数。□は新規整備計画（定員は予定）